

経営概要書

法人名：

秋田県信用保証協会

(公益10)

1 法人の概要

代表者職氏名	会長 堀井 啓一	基本財産等	18,488,147千円	所管部課名
設立年月日	昭和26年4月24日	県出資等額及び比率	6,868,982千円 (37.2%)	産業労働部産業政策課
設立目的	中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的とする。			
事業概要	中小企業者等が銀行その他の金融機関から資金の貸付又は手形の割引を受けること等により金融機関に対して負担する債務の保証を主たる業務とする。			
関連法令、県計画	信用保証協会法			

2 令和3年度事業実績

保証承諾は、令和2年度急増したコロナ対策資金の反動減から前年比30.8%の867億円に留まったが、計画比は123.9%となった。保証残高は過去最高額となる3,509億円で前年比104.6%、計画比107.8%となった。代位弁済は前年比157.3%、計画比45.5%の18億円となった。求償権回収は不動産の任意処分や競売による回収が堅調に推移し、前年比107.9%、計画比146.0%の8億円となった。

<事業目標・実績>

項目	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
保証浸透率(%)	目標	40	45	39
	実績	46	46	-
求償権回収額(百万円)	目標	600	550	550
	実績	744	803	-
保証承諾額(百万円)	目標	76,000	70,000	50,000
	実績	281,562	86,727	-

3 組織

①役員数(R4.7.1現在) (単位:人)

区分	理事		監事		役員報酬 支給対象者 (R3年度) 5人
	R3	R4	R3	R4	
常勤	4	4	1	1	平均年齢 64.6歳
内、県退職者	1	1			
内、県職員	1	1			平均報酬年額 (R3年度) 8,021千円
非常勤	11	11	2	2	
内、県退職者					
内、県職員	1	1			
計	15	15	3	3	
内、県関係者	3	3			

②職員数(R4.4.1現在) (単位:人)

区分	R3	R4	正職員
	正職員	56	
出向職員			平均勤続年数 15.0年
内、県職員			平均年収 (R3年度) 5,941千円
臨時・嘱託	14	12	
内、県退職者	1	1	
計	70	67	
内、県関係者	1	1	

③取締役会回数

令和2年度	令和3年度
5回	4回

4 財務

①損益計算書 (単位:千円)

区分	令和2年度	令和3年度
経常収入	3,183,870	3,670,895
自主事業収入	2,594,922	3,140,954
運用益収入	245,450	240,696
その他	343,498	289,245
経常支出	2,212,570	2,245,284
業務費	783,163	768,439
人件費	522,530	515,977
経常利益(損失)	971,300	1,425,611
経常外収入	2,647,405	3,362,746
経常外支出	3,574,518	3,612,805
経常外収支差額	△ 927,113	△ 250,059
制度改革促進基金取崩額		
当期収支差額	44,187	1,175,553

②貸借対照表 (単位:千円)

区分	令和2年度	令和3年度
流動資産	32,526,935	33,726,886
固定資産	340,832,931	356,475,681
資産計	373,359,866	390,202,567
流動負債		
短期借入金		
固定負債	350,668,874	366,336,022
長期借入金		
負債計	350,668,874	366,336,022
資本金	10,847,937	10,847,937
利益剰余金等	11,843,055	13,018,608
純資産計	22,690,992	23,866,545
負債・純資産計	373,359,866	390,202,567

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

<主な経営指標>

項目	令和2年度	令和3年度	増減※
経常収支比率(経常収益÷経常費用)	143.9%	163.5%	+19.6
流動比率(流動資産÷流動負債)			
自己資本比率(純資産計÷負債・純資産計)	6.1%	6.1%	+0.0
有利子負債比率(有利子負債÷純資産計)			

※端数処理の関係で増減が一致しないことがある。

<退職給与引当状況(単位:千円)>

要支給額	引当額	引当率(%)
449,743	449,743	100.0%

5 県の財政的関与の状況 (単位:千円)

区分	令和2年度	令和3年度	支出目的・対象事業概要等
年間支出	43,572	21,261	県中小企業融資制度に係る損失補償
補助金			
委託費			
指定管理料			
年度末残高	4,095,359	3,871,942	県中小企業融資制度に係る損失補償
貸付金			
損失補償			
その他の財政支出(基金等)	1,880,000	1,880,000	金融安定化特別基金

◎法人の行動計画(平成30年度~令和3年度)

区関与のあり方	継続	見直しの方向性	安定的経営に向け、経営改善の取組を維持するとともに、公益的事業の安定実施に努める。
課題	人口減少の進展や後継者問題による廃業等による県内中小企業数の減少に伴い保証利用企業者数も減少している中、関係機関と連携しながら経営支援に取り組み、保証利用企業を確保していく必要がある。求償権回収については、当事者の高齢化や担保・連帯保証人のない案件が増加しており、時効・法的手続の進捗など債権管理の徹底を図る。		
取組	力強い金融支援や適正保証の推進に努めることや、関係機関との連携強化・協働を図りながら、県内中小企業の経営改善や事業再生等への取組をサポートすることなどによって、企業の事業継続や発展に寄与するとともに、協会利用の付加価値を向上させ、もって、保証利用企業者数の確保を図ることや、求償権管理を徹底し回収額の最大化に努めることで、財務基盤の強化を図る。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県内中小企業の資金繰り支援、経営改善支援に注力し、支援企業の事業維持・継続に向けた取組を強化する。		
実績	[保証利用企業者数] 平成30年度: 13,357企業 令和元年度: 13,063企業 令和2年度: 15,183企業 令和3年度: 15,111企業		

**I 自己評価**

1 公共的役割	A	2 組織体制	A	3 事業実施	(A)	4 財務状況	A
県内中小企業・小規模事業者に対し、国や地方公共団体の制度融資をはじめとした政策保証を推進すること等により、経営の安定化や成長を後押しし、地域の活性化と発展に寄与している。		役員は、理事15名（内常勤4名）、監事3名（内常勤1名）の計18名体制。理事、監事ともに学識経験者等から県知事が任命する。職員は67名（うち正職員55名）体制。		当協会が定めた年度計画に対する実績は、保証承諾が計画比123.9%、保証残高が計画比107.8%、保証利用企業者数が計画比102.1%、（保証浸透率45.7%、計画比+1.0ポイント）求償権回収が146.0%と計画を上回った。		令和3年度は、代位弁済が18億円と計画比45.5%に留まり、当期収支差額11億76百万円を計上したが、保証残高の増加による総資本額の増加もあり、自己資本比率は6.1%でほぼ横ばいでの推移となった。	

**II 所管課評価**

1 公共的役割	A	2 組織体制	A	3 事業実施	(A)	4 財務状況	A
信用保証協会法に基づき設立された公的機関であり、資金調達の円滑化、経営支援を通じて県内中小企業者の健全な発展に大きく寄与している。		高い専門性とスキルを持った職員の育成に取り組んでおり、年4回の理事会で役員相互の連携も図られており、十分な組織体制となっている。		平成30年に策定した6年間の経営計画に基づき保証利用の推進、経営改善及び事業再生に関する取組を着実に推進しており、評価できる。		収支差額がプラスであり、基本財産及び収支差額変動準備金も厚く、良好と認められる。	

**III 外部専門家のコメント**

秋田県内の新型コロナウイルス感染症の影響が残る中、当年度の信用保証業務に関しては、保証残高は過去最高となっている。経常収益は保証料の増加により大きく増えており、結果として当期収支差額は1,175百万円と継続して黒字を維持している。代位弁済は計画比より少ないが保証承諾年度別にみると令和2年度の保証承諾に対する件数、金額ともに大きくなっており、コロナ関連で膨らんだ融資が回収できなくなるケースが増えることも想定されるため、今後の動向を注視する必要がある。引き続き県内中小企業の経営改善に取り組んでいただきたい。

**IV 委員会評価**

1 公共的役割	A	2 組織体制	A	3 事業実施	(A)	4 財務状況	A
三セクの行動計画上は「本来県が実施すべき事業を主たる事業とする法人」に位置づけられている。信用保証協会法に基づき設立された特別法人である。		常勤の役員がおり、法人運営上の組織体制が整っている。		保証浸透率、求償権回収額及び保証承諾額のいずれも目標を達成した。引き続き県内中小企業の経営改善に寄与していくことが期待される。		経常収支差額がプラスで、基本財産も豊富であり、財務状況は安定している。保証債務残高の増加により自己資本比率が低下しており、今後の回収不能リスクに注意する必要がある。	

**V 前年度委員会評価**

1 公共的役割	A	2 組織体制	A	3 事業実施	(A)	4 財務状況	A
<b>評価結果を受けて実施した経営健全化に向けた対応（概要）</b>							
適正保証の推進や創業・事業承継支援の強化、各種経営支援サービスの充実により、保証利用企業者数の維持を図っていく。また、期中管理や求償権管理の徹底により求償権回収の最大化に努め、財政基盤の強化を図る。							

法人名 秋田県信用保証協会

①令和4年度計算書類等

法人所管課 産業政策課

## 秋田県信用保証協会定款

(29. 6.15 組織変更による認可)

- 昭和 34. 3. 9 日一部改正 (公庫貸付金を保証基金に繰り入れに伴う変更)
- 昭和 34. 11. 10 日一部改正 (支部を支所に改称)
- 昭和 35. 6. 1 日一部改正 (大曲支所設置)
- 昭和 36. 4. 1 日一部改正 (倍率 25 倍に引上げる)
- 昭和 38. 1. 25 日一部改正 (合併により附則を設ける)
- 昭和 40. 5. 18 日一部改正 (本荘支所設置)
- 昭和 42. 8. 1 日一部改正 (金融機関等負担金創設及び保証最高限度改正)
- 昭和 42. 10. 31 日一部改正 (倍率 33.3 倍に引上げる)
- 昭和 43. 12. 23 日一部改正 (倍率 42.8 倍に引上げる)
- 昭和 50. 1. 24 日一部改正 (湯沢支所設置)
- 昭和 50. 6. 30 日一部改正 (保証対象範囲の拡大及び倍率 50 倍に引上げる)
- 平成 2. 2. 16 日一部改正 (収支差額変動準備金創設)
- 平成 6. 2. 16 日一部改正 (相互銀行法を銀行法へ変更)
- 平成 11. 2. 23 日一部改正 (金融安定化特別基金創設)
- 平成 11. 9. 30 日一部改正 (国民生活金融公庫へ名称変更)
- 平成 12. 4. 18 日一部改正 (私募債保証の取扱の創設)
- 平成 12. 8. 29 日一部改正 (常務理事職の創設)
- 平成 13. 3. 20 日一部改正 (私募債保証の法律の変更)
- 平成 14. 12. 11 日一部改正 (私募債保証の法律の変更)
- 平成 15. 3. 28 日一部改正 (横手、湯沢支所の統廃合による横手・湯沢支所の設置)
- 平成 17. 1. 1 日一部改正 (破産法の変更に伴う改正)
- 平成 17. 3. 22 日一部改正 (市町村合併に伴う改正)
- 平成 19. 10. 17 日一部改正 (私募債保証の法律名の変更)
- 平成 20. 9. 12 日一部改正 (業務の追加に伴う変更)
- 平成 20. 10. 1 日一部改正 (政府系金融機関の統合等に伴う変更)
- 平成 21. 2. 2 日一部改正 (「社債等の振替に関する法律」の名称変更に伴う改正)
- 平成 22. 6. 17 日一部改正 (金融安定化特別基金の廃止)
- 平成 30. 4. 1 日一部改正 (信用保証協会法の一部改正)

### 第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本協会は、中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的とする。

(名 称)

第 2 条 本協会は、秋田県信用保証協会という。

(事務所)

第 3 条 本協会は、主たる事務所を秋田市に置き、従たる事務所を左の各地に置く。

横手・湯沢支所	横手市
大館支所	大館市
大曲支所	大仙市
能代支所	能代市
本荘支所	由利本荘市

(定款の変更)

第4条 この定款は、理事会の決議をもって変更することができる。

2 前項の決議は、理事の3分の2以上の者の同意によって行われなければならない。

(公 告)

第5条 本協会の公告は、本協会の掲示場に掲示して行い、且つ、秋田市において発行する秋田魁新報に掲載して行う。

## 第2章 業 務

(業 務)

第6条 本協会は第1条の目的を達するために次の業務を行う。

- (1) 中小企業者等が銀行その他の金融機関から資金の貸付け又は手形の割引を受けること等により金融機関に対して負担する債務の保証
- (2) 中小企業者等の債務を銀行その他の金融機関が保証する場合における当該保証債務の保証
- (3) 銀行その他の金融機関が株式会社日本政策金融公庫の委託を受けて中小企業者等に対する貸付けを行った場合、当該金融機関が中小企業者等の当該借入れによる債務を保証することとなる場合におけるその保証をしたこととなる債務の保証
- (4) 中小企業者が発行する社債（当該社債の発行が金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第3項に規定する有価証券の私募によるもの

に限り、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第66条第1号に規定する短期社債を除く。）のうち銀行その他の金融機関が引き受けるものに係る債務の保証

(5) 前各号に掲げる業務に付随し、本協会の目的を達するために必要な業務

2 本協会は、前項の業務のほか、当該業務の遂行を妨げない限度において、次の業務を行う。

(1) 前項各号の債務の保証に係る中小企業者に対する経営の改善発達に係る助言その他の支援

(2) 前項各号の債務の保証をするに当たり行う当該債務の保証に係る中小企業者が発行する新株予約権の引受け

(3) 前項各号の債務の保証に基づき求償権を取得した場合における当該債務の保証に係る中小企業者に係る次に掲げる業務

イ 債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）第2条第1項第1号から第3号までに掲げる債権（以下この号において「特定金銭債権」という。）、特定金銭債権を担保する保証契約に基づく債権及び信用保証協会その他信用保証協会法施行令（昭和28年政令第271号）で定める者が特定金銭債権を担保する保証契約に基づく債権に係る債務を履行した場合に取得する求償権並びにこれらの債権に類し又は密接に関連するものとして同施行令で定めるものの譲受け

ロ イの規定により譲り受けた債権の管理（当該債権の管理のために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為を含む。）

ハ イ及びロに掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査並びに当該中小企業者に対する助言

(4) 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）

第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合が行う中小企業者に対する投資事業（創業若しくは中小企業者の経営の改善発達を支援するもの又は過大な債務を負っている中小企業者の事業の再生を図るものに限る。）に必要な資金の出資

(5) 前各号に掲げる業務に付随し、本協会の目的を達するために必要な業務

3 本協会は、前項第3号イの規定により譲り受けた債権の回収に係る業務については、弁護士（弁護士法人を含む。）を代理人とし、又は債権回収会社（債権管理回収業に関する特別措置法第2条第3項に規定する債権回収会社をいう。）に委託するものとする。

4 この条及び次条において「中小企業者」とは、秋田県内において、商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う中小規模の事業者をいい、この条において「中小企業者等」とは、中小企業者、秋田県内に住所若しくは居所を有する者又は秋田県内において勤労に従事する者をいう。

（協会と銀行その他の金融機関との連携）

第6条の2 本協会は、その業務を行うに当たっては、中小企業者による経営の改善発達を促進するため、銀行その他の金融機関と連携を図るものとする。

（保証債務の最高限度）

第7条 本協会の保証債務額の最高限度は、基本財産並びに当該年度の出捐金及び次条に規定する金融機関等負担金の合計額の1.5倍とする。

2 前項における「保証債務額」とは、保証債務の総額に10分の3を乗じて得た額とする。

### 第3章 資産及び会計

（基本財産）

第8条 本協会は、組織変更による本協会成立のときにおける資産の総額を基本財産として管理する。

2 毎事業年度の決算における当該事業年度の収支の差額の剰余は、その100分の50の範囲内で収支差額変動準備金として繰り入れることができ、収支の差額の欠損は収支差額変動準備金をもって補てんすることができるものとし、それらの繰り入れ又は補てん後の差額は当該事業年度末における基本財産の増加又は減少とする。

3 出捐金は当該事業年度末の基本財産の増加とする。

4 本協会は、金融機関等負担金（第6条第1項に掲げる債務の保証をするための業務に係る資金に充てるための負担金をいう。）を受入れ、これを基本財産に充てることができる。金融機関等負担金は当該事業年度末の基本財産の増加とする。

5 収支差額変動準備金は、これを取り崩し基本財産に充てることができる。この振替額は当該事業年度末の基本財産の増加とする。

6 第2項から前項までに規定する場合を除くほか、本協会の基本財産は変更しないものとする。

（事業年度）

第9条 本協会の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第4章 役員

（定数）

第10条 本協会に役員として理事18人以内及び監事3人以内をおく。但し、理事10人以下又は監事2人以下となったときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（任命）

第11条 理事及び監事は、学識経験者のうちから秋田県知事が任命する。

(任期)

第12条 理事の任期は3年、監事の任期は2年とする。但し、理事及び監事は再任されることができる。

2 補欠の理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。

3 任期の満了又は辞任に因って退任した理事又は監事は、新たに定められた理事又は監事が就任するまでなおその職務を行う。

(会長、副会長、専務理事、常務理事)

第13条 理事のうちから会長1人、副会長1人及び専務理事1人及び常務理事1人を互選する。

2 会長は、本協会を代表し、その業務を総理する。

3 副会長は、協会を代表し、会長に事故あるときはその職務を行う。

4 専務理事は、会長を補佐し、本協会の業務を処理する。

5 常務理事は、会長を補佐し、本協会の業務を処理する。

(理事会)

第14条 本協会の業務は、理事の全員をもって組織する理事会の決議により処理しなければならない。

第15条 理事会は、会長が招集する。

2 理事の3分の1以上が会議の目的たる事項を示して会長に理事会の招集を

請求したときは、会長はすみやかに理事会を招集しなければならない。

3 理事会は、この定款に別段の定めある場合を除いて、理事の過半数が出席しなければ議事を開き議決することができない。

4 理事会の議事は、この定款に別段の定めある場合を除いて、出席した理事の過半数の同意をもって決する。

5 理事会の決議をなすべき場合において理事全員の同意があるときは、書面

による決議をもって理事会の決議に代えることができる。

6 前項の書面による決議には理事会の決議に関する規定を準用する。

7 決議の目的である事項につき、理事全員が書面をもって同意を表したときは書面による決議があったものとする。

## 第5章 合併及び解散

(合併)

第16条 本協会は理事会の決議により合併することができる。

2 前項の決議には第4条第2項の規定を準用する。

(解散)

第17条 本協会は次の事由によって解散する。

- 1 理事会の決議
- 2 合併
- 3 破産手続開始の決定
- 4 組織変更認可の取消し

2 前項第1号の決議には、第4条第2項の規定を準用する。

(残余財産の帰属)

第18条 本協会が解散した場合において協会の債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを協会に対する資金その他の財産の出捐者に対し、出捐の額に応じ、且つ、その出捐の額を限度として分配するものとする。

2 前項の規定による分配の結果なお残余財産があるときは、その財産は秋田県に帰属する。

## 附 則

附則を次の通り改める。

能代市信用保証協会との合併当初の役員については、第12条第2項の規定にかかわらず、同条第1項の任期によるものとする。

基金台帳(令和4年3月31日)

出捐金

単位 円

関係先名称	前期末	当年度中増加額	当期末
秋田県	8,748,982,000	-	8,748,982,000
秋田市	301,593,000	-	301,593,000
能代市	77,012,000	-	77,012,000
横手市	49,325,000	-	49,325,000
大館市	71,454,000	-	71,454,000
本荘市	65,423,000	-	65,423,000
男鹿市	37,233,000	-	37,233,000
湯沢市	43,496,000	-	43,496,000
大曲市	53,598,000	-	53,598,000
鹿角市	43,167,000	-	43,167,000
小坂町	7,428,000	-	7,428,000
鷹巣町	25,151,000	-	25,151,000
比内町	11,776,000	-	11,776,000
森吉町	9,572,000	-	9,572,000
阿仁町	5,693,000	-	5,693,000
田代町	7,356,000	-	7,356,000
合川町	6,462,000	-	6,462,000
上小阿仁村	3,865,000	-	3,865,000
琴丘町	5,218,000	-	5,218,000
二ツ井町	14,982,000	-	14,982,000
八森町	4,838,000	-	4,838,000
山本町	6,556,000	-	6,556,000
八竜町	5,971,000	-	5,971,000
藤里町	4,514,000	-	4,514,000
峰浜村	2,472,000	-	2,472,000
五城目町	13,754,000	-	13,754,000
昭和町	7,898,000	-	7,898,000
八郎潟町	7,064,000	-	7,064,000
飯田川町	5,468,000	-	5,468,000
天王町	11,896,000	-	11,896,000
井川町	4,349,000	-	4,349,000
若美町	4,913,000	-	4,913,000
大湯村	543,000	-	543,000
河辺町	6,247,000	-	6,247,000
雄和町	4,202,000	-	4,202,000
仁賀保町	12,674,000	-	12,674,000
金浦町	6,750,000	-	6,750,000
象潟町	16,604,000	-	16,604,000
矢島町	6,023,000	-	6,023,000
岩城町	4,439,000	-	4,439,000
由利町	6,537,000	-	6,537,000
大内町	6,706,000	-	6,706,000
東由利町	3,967,000	-	3,967,000
西目町	3,983,000	-	3,983,000
鳥海町	4,563,000	-	4,563,000
神岡町	6,363,000	-	6,363,000
西仙北町	7,589,000	-	7,589,000
角館町	24,335,000	-	24,335,000
六郷町	7,774,000	-	7,774,000
中仙町	8,283,000	-	8,283,000
田沢湖町	19,765,000	-	19,765,000
協和町	5,630,000	-	5,630,000
太田町	6,876,000	-	6,876,000
仙北町	7,133,000	-	7,133,000
南外村	3,553,000	-	3,553,000
西木村	6,155,000	-	6,155,000
千畑町	5,224,000	-	5,224,000
仙南村	3,933,000	-	3,933,000
増田町	9,160,000	-	9,160,000
平鹿町	10,038,000	-	10,038,000
雄物川町	7,862,000	-	7,862,000
大森町	5,759,000	-	5,759,000
十文字町	17,087,000	-	17,087,000
山内村	2,715,000	-	2,715,000
大雄村	3,726,000	-	3,726,000
稲川町	11,484,000	-	11,484,000
雄勝町	10,486,000	-	10,486,000
羽後町	14,745,000	-	14,745,000
東成瀬村	1,883,000	-	1,883,000
皆瀬村	2,499,000	-	2,499,000
みずほ銀行	486,500	-	486,500
富士銀行	642,500	-	642,500
UFJ銀行	278,500	-	278,500
青森銀行	1,003,210	-	1,003,210
みちのく銀行	645,554	-	645,554
秋田銀行	10,032,009	-	10,032,009
北都銀行	9,017,833	-	9,017,833
荘内銀行	31,000	-	31,000
山形銀行	247,500	-	247,500
東北銀行	199,500	-	199,500
山形しあわせ銀行	204,500	-	204,500
北日本銀行	455,500	-	455,500
秋田信用金庫	1,358,000	-	1,358,000
羽後信用金庫	362,500	-	362,500
秋田ふれあい信用金庫	620,407	-	620,407
五城目信用金庫	180,500	-	180,500
角館信用金庫	187,500	-	187,500
大館信用組合	201,500	-	201,500
中央信用組合	223,000	-	223,000
秋田県信用組合	221,500	-	221,500
商工組合中央金庫	1,486,987	-	1,486,987
秋田商工会議所	500,000	-	500,000
能代商工会議所	4,722,911	-	4,722,911
花輪商工会	60,000	-	60,000
神岡南外商工会	65,000	-	65,000
西仙協和商工会	100,000	-	100,000
仙北市商工会	75,000	-	75,000
大雄村商工会	10,000	-	10,000
東成瀬村商工会	5,000	-	5,000
湯沢商工会議所	50,000	-	50,000
秋田県鉱業会	300,000	-	300,000
能代市業者団体	1,525,770	-	1,525,770
計	9,997,273,681	-	9,997,273,681

金融機関等負担金

単位 円

関係先名称	前期末	当期中増加額	当期末
みずほ銀行	30,025,000	-	30,025,000
富士銀行	1,068,000	-	1,068,000
UFJ銀行	162,000	-	162,000
青森銀行	29,331,000	-	29,331,000
みちのく銀行	38,150,000	-	38,150,000
秋田銀行	1,011,329,000	-	1,011,329,000
北都銀行	986,436,000	-	986,436,000
荘内銀行	11,268,000	-	11,268,000
山形銀行	18,738,000	-	18,738,000
岩手銀行	4,193,000	-	4,193,000
東北銀行	9,133,000	-	9,133,000
七十七銀行	8,895,000	-	8,895,000
山形しあわせ銀行	27,534,000	-	27,534,000
きらやか銀行	6,115,000	-	6,115,000
北日本銀行	27,687,000	-	27,687,000
秋田信用金庫	127,731,000	-	127,731,000
羽後信用金庫	96,952,000	-	96,952,000
秋田ふれあい信用金庫	43,957,000	-	43,957,000
五城目信用金庫	17,526,000	-	17,526,000
角館信用金庫	16,920,000	-	16,920,000
大館信用組合	19,662,000	-	19,662,000
中央信用組合	22,371,000	-	22,371,000
秋田県信用組合	62,515,000	-	62,515,000
商工組合中央金庫	78,756,000	-	78,756,000
農林中央金庫	50,000	-	50,000
JA秋田信連	370,000	-	370,000
かづの農協	310,000	-	310,000
住友生命	5,755,000	-	5,755,000
興亜火災	3,593,000	-	3,593,000
住友火災	4,746,000	-	4,746,000
あいおい損保	590,000	-	590,000
千代田火災	1,605,000	-	1,605,000
東京海上日動	1,690,000	-	1,690,000
ニッセイ同和損保	636,000	-	636,000
損保ジャパン	1,558,000	-	1,558,000
日新火災	2,028,000	-	2,028,000
日本興亜	1,704,000	-	1,704,000
損保ジャパン	1,308,000	-	1,308,000
全国信用保証協会連合会	2,570,000	-	2,570,000
日本共同証券財団	5,696,000	-	5,696,000
計	2,730,663,000	-	2,730,663,000

※秋田県からの出えん金には、金融安定化特別基金1,880,000,000円を含む。

## 秋田県出資・出捐法人 役員名簿

法人名： 秋田県信用保証協会

時 点： 令和4年7月1日

番号	役職名称	氏名	職名
1	会長	堀井 啓一	秋田県信用保証協会会長
2	副会長	三浦 廣巳	県商工会議所連合会会長
3	常務理事	加藤 慶美	県産業労働部課長待遇
4	理事	伊藤 登志雄	元協会職員
5	理事	船木 富三弥	元協会職員
6	理事	新谷 明弘	秋田銀行頭取
7	理事	伊藤 新	北都銀行頭取
8	理事	大森 三四郎	県商工会連合会会長
9	理事	北林 貞男	県信用組合理事長
10	理事	佐藤 徹	県産業労働部長
11	理事	清水 剛	商工組合中央金庫秋田支店長
12	理事	菅原 浩	県信用金庫協会会長
13	理事	藤澤 正義	県中小企業団体中央会会長
14	理事	穂積 志	県市長会会長
15	理事	松田 知己	県町村会会長
16	監事	田中 一博	元協会職員
17	監事	長谷部 弘輝	税理士法人秋央長谷部会計代表
18	監事	赤坂 薫	かおる総合法律事務所代表
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			

番号	役職名称	氏名	職名
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
38			
39			
40			
41			
42			
43			
44			
45			
46			
47			
48			
49			
50			
51			
52			
53			
54			

# 年度経営計画

4年度分

秋田県信用保証協会

## 1. 経営方針

### (1) 業務環境

#### 1) 県内経済情勢

秋田県内の景気動向は、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の再拡大や原材料価格の高騰などの影響から、持ち直しのペースが鈍化しています。

中小企業・小規模事業者（以下「中小企業」という。）にあっては、これまで政府や自治体の経済対策等に支えられ倒産は落ち着いて推移していますが、業績に直接結びつく各種イベントや行事の中止など経済活動の停滞から、疲弊した企業の倒産増加が懸念されています。

#### 2) 外部環境（秋田県の中小企業を取り巻く環境）

秋田県における新型コロナの感染状況は、全国に比べ低く抑えられているものの、感染の長期化が中小企業の経営に売上不振や過剰債務など様々な影響を与えています。

また、本県は引き続き人口減少によるマーケットの縮小、少子高齢化による人手不足、後継者の不在等を要因とした休廃業の増加など、従来からある課題も抱えていることから、中小企業を取り巻く経営環境等は依然として厳しい状況にあります。

このため、当協会をはじめとする関係機関は、コロナ禍においても中小企業が経営改善等への取組みを推進していくため、継続的な伴走支援、円滑な事業承継支援など様々な経営支援に全力を尽くすことが必要になっています。

#### 3) 内部環境（秋田県信用保証協会の現状）

令和2年以降、新型コロナの影響を受けた中小企業への金融支援により、当協会の利用企業数は大幅に増加し約15,000企業と利用率は県内中小企業の約45%に達しています。中には業況回復が進まない企業も数多く見られることから、当協会には経営課題を抱える企業への効果的な金融支援や経営支援に取り組むことが求められています。

また、これら中小企業の支援ニーズに着実に応えていくためにも、各種業務の効率化によるリソースの確保や職員一人一人のスキルアップが喫緊の課題となっています。

## 1. 経営方針

### (2) 業務運営方針

当協会では、平成30年4月に策定した6年間の長期経営計画において、「地域とつながる保証協会」を経営ビジョンに掲げ、この達成に向け計画期間の後期3年間（令和3年度～5年度）にあたる中期事業計画において次のテーマを重点的な取組として定めました。

- 力強い金融支援
- 適正保証の推進
- 経営改善や事業再生等の促進
- 関係機関との連携強化・協働

令和4年度においては、引き続きコンプライアンス態勢の強化に向けた取組を土台としつつ、新型コロナの影響を受けている中小企業への金融支援はもとより、創業支援強化による開業率の改善、事業承継や事業再生支援の促進にも努め、多くの企業に対し実効性の高い経営支援が実施できるよう全力で取り組みます。

また、これらの金融支援、経営支援をより効果的に行うため、引き続き県・市町村、金融機関、支援機関等との連携を重視しながら、金融仲介機能の発揮に努めるとともに、職員研修をより一層充実させるなど各自のスキルアップにも取り組みます。

さらに、令和3年8月に行ったSDGs宣言に基づき、地域や社会への貢献にも引き続き真摯に取り組みます。

- 県内中小企業の事業維持・発展に向けた力強い金融支援の実施
- 適正保証の推進
- 経営課題を抱える企業へのモニタリング・フォローアップの実施
- 効果的な経営支援の実施

## 2. 重点課題

### 【保証部門】

#### (1) 現状認識

秋田県における新型コロナの感染状況は、全国に比べ低く抑えられているものの、長引く新型コロナの影響から、中小企業の多くは環境変化に対応するため、事業再構築やデジタル化など従来と異なる経営手法を模索しています。

当協会には、中小企業の多様な資金需要に応えるため、信用保証の仕組みを活用し県内中小企業の事業維持・発展に向けた力強い金融支援に取り組むことが求められています。

#### (2) 具体的な課題

- 1) 県内中小企業の事業維持・発展に向けた力強い金融支援の実施
- 2) 適正保証の推進

#### (3) 課題解決のための方策

- 1) 県内中小企業の事業維持・発展に向けた力強い金融支援の実施

##### ① 政策保証の利用推進

新型コロナの影響に加え原材料価格の高騰などにより資金繰りに支障が出ている中小企業に対して、国・県・市町村の施策に呼応し、「伴走支援型特別保証」や「事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）」などの政策保証を積極的に活用した力強い金融支援の実施に努めます。

##### ② ニーズに応じた的確な金融支援の実施

中小企業の置かれている状況に応じた資金需要を的確に捉え、事業の維持・発展並びに安定的な資金調達や経営改善・生産性向上への取組を支援します。

##### ③ 保証利用の裾野拡大を通じた中小企業の事業維持・発展に向けた取組

令和2年5月以降、当協会では国・県・市町村との連携により、これまでに例のない実質無利子・無担保融資制度の資金を供給してきましたが（令和3年度末で終了）、利用実績は未だ県内中小企業の3割程度に留まっています。

令和4年度は当協会未利用企業への情報提供に注力し、当該中小企業の事業維持・発展に信用保証を通じ貢献できるよう取り組みます。

## 2. 重点課題

### 【保証部門】

#### ④ 保証利用の利便性向上

事前協議や保証申込手続きのデジタル化とともに、ペーパーレス、押印レスなどの手続きの簡素化も推し進め、中小企業や金融機関など保証利用者の目線に立った業務改善への取組を通じて、保証利用の利便性向上や利用者負担の軽減に努めます。

#### 2) 適正保証の推進

##### ① 面談や現地調査等による事業性・将来性に着目した保証審査の推進

中小企業の実態把握に向け、書面調査に留まらず面談や現地調査に取り組み、事業性・将来性を評価することで信用力を発揮し、積極的に信用供与を行います。

##### ② 保証付き融資とプロパー融資の柔軟な組み合わせによるリスク分担への取組

金融機関と連携して中小企業の安定的な資金調達や経営改善等への取組を支援します。また、これまでも増して金融機関との強固な関係を構築するため、日常的に金融機関との対話を重ね、適切なリスク分担による金融支援と効果的な経営支援の提供に取り組みます。

##### ③ 経営者保証に関するガイドラインの普及に向けた取組

経営者保証に関するガイドラインの趣旨を踏まえ、金融機関との連携を密にし、経営者保証に依存しない「財務要件型無保証人保証制度」などの活用を促進するとともに、「事業承継特別保証制度」などを活用し、経営者保証の解除にも取り組みます。

## 2. 重点課題

### 【期中管理・経営支援部門】

#### (1) 現状認識

新型コロナが長期化し、中小企業の経営に売上不振や過剰債務など様々な影響を与えています。また、本県は引き続き人口減少によるマーケットの縮小、少子高齢化による人材不足、後継者の不足等を要因とした休廃業の増加など、従来からある課題も抱えていることから、中小企業を取り巻く経営環境等は依然として厳しい状況にあります。

このため、当協会をはじめとする関係機関には、コロナ禍においても中小企業が経営改善等への取組を推進していくため、継続的な伴走支援、円滑な事業承継支援など様々な経営支援に全力を尽くすことが求められています。

#### (2) 具体的な課題

- 1) 経営課題を抱える企業へのモニタリング・フォローアップの実施
- 2) 効果的な経営支援の実施

#### (3) 課題解決のための方策

##### 1) 経営課題を抱える企業へのモニタリング・フォローアップの実施

###### ① モニタリング・フォローアップの強化

新型コロナ対策資金利用先への積極的なモニタリング・フォローアップにより、当該企業との課題共有に努め、追加の金融支援や返済条件緩和、効果的な経営支援などをタイムリーに実施していきます。

###### ② 新型コロナの影響で返済緩和を要する中小企業への支援強化

業況改善に時間を要する先については、支援機関と連携し経営改善計画の策定や、必要に応じて返済条件の緩和措置を講じ企業維持を支援します。

## 2. 重点課題

### 【期中管理・経営支援部門】

#### ③ 業態転換や新分野進出等に取り組む企業への支援強化

外部環境の変化を受け、業態転換や新分野進出などによる事業再構築を目指す中小企業に対し、必要とする資金を積極的に供給するとともに、取組事例や当協会及び関係機関による支援情報等を提供します。

#### 2) 効果的な経営支援の実施

##### ① 専門家派遣事業の充実

中小企業との課題の共有に努め、協会内の中小企業診断士及び経営アドバイザーがその解決に適した専門家とのマッチングを行うことで、より効果的な専門家派遣事業の実施に努めます。

##### ② 協会内の中小企業診断士による経営改善支援

各現課と本部に配置する中小企業診断士とが連携して、中小企業の事業精査や経営改善計画策定について一定期間集中した支援を実施します。

##### ③ 支援機関との協働

中小企業の支援ニーズに沿って支援機関への相談斡旋を行うとともに、支援機関との協働により、金融支援を活かす効果的な経営支援を実施します。

##### ④ アフターコロナを見据えた経営支援の充実

経営支援の効果を高めていくため、これまで蓄積した経営支援に関するデータを分析し、定量的な効果検証を行うための準備や試行を進めます。

## 2. 重点課題

### 【回収部門】

#### (1) 現状認識

無担保や経営者以外の保証人が付されていない求償権が増加していることから、回収環境は年々厳しさを増しています。当協会では、期中管理担当者と求償権回収担当者との連携を徹底し、一層効果的な求償権管理の実施と回収の効率化・最大化に継続して取り組みます。

#### (2) 具体的な課題

- 1) 求償権管理回収の効率化・最大化
- 2) 管理事務停止・求償権整理の促進

#### (3) 課題解決のための方策

- 1) 求償権管理回収の効率化・最大化

##### ① 職員間連携の徹底

期中管理担当者と求償権回収担当者との連携を徹底し、代位弁済直後の初動対応を適切に実施し、回収方針の早期決定による回収の効率化・最大化に努めます。

##### ② 債務者のニーズを踏まえた多様な回収方法の推進

弁済契約締結先の弁済管理を徹底するとともに、求償債務者にとって利便性の高い郵便払込、コンビニ収納等の弁済方法を提案することにより、回収の効率化・最大化に努めます。

- 2) 管理事務停止・求償権整理の促進

代位弁済後一定期間が経過した求償権について、管理コスト圧縮のため回収見込みを適切に見極め、速やかに管理事務停止・求償権整理手続きを進めます。

## 2. 重点課題

### 【その他間接部門】

#### (1) 現状認識

当協会では関係機関との連携を一層深め、役職員が目的意識を共有して地域の課題に対応し、「地域から必要とされる協会」を目指すとともに、地方創生に貢献していくことが必要となっています。

一方、当協会が中小企業に対する支援を実施していく上で、公的・社会的責任を全うする信頼される組織であるために、コンプライアンス態勢の強化と適正な組織運営、積極的な経営方針の情報公開、内部監査などによる統制・検証機能の充実について引き続き努力していくことが求められています。

#### (2) 具体的な課題

- 1) 地方創生等への貢献
- 2) 活気ある保証協会の実現
- 3) コンプライアンス態勢の強化

#### (3) 課題解決のための方策

##### 1) 地方創生等への貢献

##### ① 創業者等への支援強化

創業準備段階者を含む創業者や、第二創業など業態転換への取組を積極的に支援するため、創業に必要な情報提供や相談窓口での対応を充実させ、リスク低減を図りながら後押ししていきます。また、創業保証利用者へのフォローアップを充実させ、課題を抱える先には専門家派遣等の経営支援を行うなど、創業期から成長期へと中小企業のライフステージのステップアップを後押しします。

##### ② 事業承継支援の強化

中小企業の事業承継を円滑に進めるため、事業承継特別保証制度の対象見込先に対して積極的な情報提供を行い、制度融資の周知に努めます。また、金融機関や秋田県事業承継・引継ぎ支援センター等と企業情報を共有し事業承継支援を強化していきます。

##### ③ SDGsに資する取組の推進

信用保証業務を通じてSDGsの推進を図り、地域経済の活力ある発展に貢献していきます。

## 2. 重点課題

### 【その他間接部門】

#### 2) 活気ある保証協会の実現

##### ① デジタル技術を活用した事務の効率化への取組

限られた人的リソースで日々多様化・複雑化する中小企業支援業務に対応していくため、デジタル技術を活用した事務の効率化や働き方改革へ取り組むことで、職員が働きやすい業務環境の向上に努めます。

##### ② 自ら考え行動する自律的な職員の育成

中小企業への効果的な支援を進めるため、様々な情報をしっかりと共有する仕組みを整えるとともに、内部研修やOJTの充実、効果的な協会外研修の実施に努めます。また、自己啓発への支援を拡充して職員個々の能力の向上を図ります。

#### 3) コンプライアンス態勢の強化

##### ① コンプライアンス態勢・意識の徹底

コンプライアンスを全ての業務の基本に据え、コンプライアンス・マニュアルに基づいた業務の運営と、コンプライアンス・プログラムの策定による役職員の一層の意識向上によりコンプライアンス態勢を徹底します。また、具体的な事例紹介等を通じ、適切な業務運営の徹底を図り、役職員のより一層の意識向上とコンプライアンスの浸透を図ります。

##### ② 内部監査の実施

基幹業務の事務処理についての適格性監査のほか、具体的な対応についての妥当性監査を強化します。また、主務省庁による監督・検査における指摘や指導に的確に対応するとともに、本部による各現課の管理状況についても検証します。

## 2. 重点課題

### 【その他間接部門】

#### ③ 個人情報保護の徹底と適正な管理

監査実施計画に基づく点検・監査を実施し、個人情報保護の啓発及び徹底を図り、適正な対応に努めます。

#### ④ ガバナンスの強化、経営計画等の公表

協会運営に関し、長期経営計画及び中期事業計画並びに年度経営計画等に基づく重要事項について役職員間での認識共有を徹底するとともに、中小企業に対する経営支援等の取組の「見える化」を進め、ガバナンスの強化を図ります。

また、経営計画の公表やディスクロージャー誌の発行等、適切な情報公開を通じた透明性の高い経営を実現します。

#### ⑤ 反社会的勢力等の排除

反社会的勢力等の保証利用を未然に防止するため、保証利用の有無にかかわらず関連情報を集約し、データベースの充実を図ります。また、全国暴力追放運動推進センターなど関係機関との連携を一層強化し、不当な資金獲得活動の温床となりかねない取引を根絶し、反社会的勢力等との関係を遮断します。

## 令和4年度コンプライアンス・プログラム

1. コンプライアンス 態 勢		
No	【 実 施 項 目 】	【 実 施 時 期 】
1	コンプライアンス委員会の設置	通 年
2	コンプライアンス統括部署の設置	通 年
3	ハラスメント統括部署の設置	通 年
4	コンプライアンス担当者選任	通 年
5	コンプライアンス・プログラム制定	4 月
6	コンプライアンス活動計画策定	4 月

2. 広 報 活 動		
No	【 実 施 項 目 】	【 実 施 時 期 】
1	本所・支所の事務所内における周知	通 年
①	秋田県信用保証協会倫理憲章の掲示	
②	個人情報保護宣言の掲示	
③	反社会的勢力等への対応について掲示	
2	ディスクロージャー誌(令和4年度版事業概況)による広報	毎年7月
①	会長挨拶の中に倫理憲章とコンプライアンス重視の経営を明記	
3	協会ホームページに個人情報保護宣言と反社会的勢力等への対応について掲載	通 年

3. コンプライアンス・チェック		
No	【 実 施 項 目 】	【 実 施 時 期 】
1	コンプライアンス報告書の提出	毎 月
2	情報漏洩防止に関する点検報告書の提出	毎 月
3	内部監査時のコンプライアンス関連項目のチェック	上 期・下 期
4	コンプライアンスの認識度チェックテスト、アンケートの実施(全職員対象)	上 期
5	ハラスメントに関するアンケート調査の実施(全職員対象)	上 期・下 期

4. 各 種 委 員 会		
No	【 実 施 項 目 】	【 実 施 時 期 】
1	コンプライアンス委員会の開催	定例年2回・随時
2	ハラスメント統括部署会議の開催	定例年2回・随時
3	コンプライアンス担当者会議の開催	定例年2回・随時

5. そ の 他		
No	【 実 施 項 目 】	【 実 施 時 期 】
1	外部講師による研修会の実施	下 期

### 3. 事業計画

(単位:百万円、%)

	金額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比
保証承諾	50,000	71.4%	60.6%
保証債務残高	330,000	101.4%	94.3%
保証債務平均残高	340,900	103.1%	100.9%
代位弁済	4,500	112.5%	247.1%
実際回収	550	100.0%	70.8%
求償権残高	1,249	132.0%	211.0%

積算の根拠(考え方)
<p>・保証承諾 保証承諾額は、令和3年度実績見込比60.6%の500億円とした。国や県が実施したコロナ無利子制度の取扱終了に伴う反動から大幅な減少が見込まれる。</p> <p>・保証債務残高 保証債務残高は、令和3年度実績見込比94.3%の3,300億円とした。令和4年度の保証承諾、償還、代位弁済などの見込みから減少すると見込む。</p> <p>・代位弁済 代位弁済は、令和3年度実績見込比247.1%の45億円とした。コロナ対策資金による資金繰りの下支えもあって県内企業倒産は小康状態が続いているものの、令和4年度はコロナの影響長期化による倒産の増加が懸念される。</p> <p>・実際回収 求償権回収は、令和3年度実績見込比70.8%の5.5億円とした。代位弁済計画額と回収ピッチから算出した数値に回収環境を勘案して策定した。</p> <p>・求償権残高(帳簿) 令和3年度見込み5億92百万円に対し、令和4年度代位弁済、回収、求償権の償却を加味し計画した。</p>

#### 4. 収支計画

秋田県信用保証協会

(単位:百万円、%)

	金額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比	保証債務 平残比
経常収入	3,414	96.0%	94.8%	1.00%
保証料	3,030	100.4%	99.3%	0.89%
運用資産収入	240	103.0%	100.0%	0.07%
責任共有負担金	107	39.5%	39.5%	0.03%
その他	37	108.8%	92.5%	0.01%
経常支出	2,333	94.1%	102.1%	0.68%
業務費	863	105.0%	111.1%	0.25%
借入金利息	0	0.0%	0.0%	0.00%
信用保険料	1,460	91.3%	100.7%	0.43%
責任共有負担金納付金	0	0.0%	0.0%	0.00%
雑支出	10	100.0%	500.0%	0.00%
経常収支差額	1,081	100.4%	82.1%	0.32%
経常外収入	5,997	124.3%	178.2%	1.76%
償却求償権回収金	79	116.2%	71.8%	0.02%
責任準備金戻入	2,243	111.0%	111.4%	0.66%
求償権償却準備金戻入	195	406.3%	390.0%	0.06%
求償権補填金戻入	3,480	129.6%	292.2%	1.02%
その他	0	0.0%	0.0%	0.00%
経常外支出	6,464	119.9%	178.3%	1.90%
求償権償却	3,802	122.3%	287.6%	1.12%
責任準備金繰入	2,248	114.5%	107.0%	0.66%
求償権償却準備金繰入	412	132.1%	211.3%	0.12%
その他	2	33.3%	28.6%	0.00%
経常外収支差額	-467	82.2%	179.6%	-0.14%
制度改革促進基金取崩額	0	—	—	—
収支差額変動準備金取崩額	0	0.0%	0.0%	0.00%
当期収支差額	614	120.6%	58.1%	0.18%
収支差額変動準備金繰入額	307	120.4%	58.1%	0.09%
基金準備金繰入額	307	120.9%	58.0%	0.09%
基金準備金取崩額	0	0.0%	0.0%	0.00%
基金取崩額	0	0.0%	0.0%	0.00%

#### 積算の根拠(考え方)

・「保証料」については、過年度実績等をもとに平均保証料率を0.89%として策定した。

・「責任共有負担金」については、責任共有対象の保証残高および過年度代位弁済実績をもとに個別積算し計上した。

・「経費」については、個別科目毎に積算した。

・「信用保険料」については、過年度実績等をもとに平均保険料率を0.43%として計上した。

・「責任共有負担金納付金」については、責任共有対象の代位弁済の減少により受領する責任共有負担金が大幅に減少することから納付金はゼロとなる見込み。

・「求償権補てん金償却、戻入」については、代位弁済と回収の計画を加味して積算した。

・「制度改革促進基金取崩額」については、平成29年度決算において基金残高全額を取り崩したことから発生しない。

## 5. 財務計画

(単位:百万円、%)

		金額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比
年度 金融 中機 出関 え等 ん負 金担 ・金	県	0	—	—
	市町村	0	—	—
	金融機関等	0	—	—
	合計	0	—	—
基金取崩		0	—	—
基金準備金繰入		307	120.4%	58.0%
基金準備金取崩		0	—	—
期末 基本 財産	基金	10,848	100.0%	100.0%
	基金準備金	7,887	108.2%	104.1%
	合計	18,735	103.3%	101.7%

制度改革促進基金取崩	0	—	—
制度改革促進基金期末残高	0	—	—

収支差額変動準備金繰入	307	120.4%	58.1%
収支差額変動準備金取崩	0	—	—
収支差額変動準備金期末残高	5,484	109.1%	103.1%

(単位:百万円、%)

		金額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比
国からの財政援助		0	0.0%	0.0%
基金補助金		0	0.0%	0.0%
地方公共団体からの財政援助		916	101.6%	112.7%
保証料補給 (「保証料」計上分)		870	107.4%	109.8%
保証料補給 (「事務補助金」計上分)		0	0.0%	0.0%
損失補償補填金		46	50.0%	219.0%
事務補助金 (保証料補給分を除く)		0	0.0%	0.0%
借入金運用益		0	0.0%	0.0%

## 秋田県信用保証協会

積算の根拠(考え方)
<p>・基本財産造成については、自助努力による基金準備金の積み上げを主体とし、出えん金・金融機関負担金は要望しない。</p>
<p>・制度改革促進基金については、平成29年度決算で基金残全額を取り崩した。</p>

## 6. 経営諸比率

秋田県信用保証協会

(単位: %)

項目	算式	比率	対前年度計画比 増減	対前年度 実績見込比増減
保証平均料率	保証料収入／保証債務平均残高	0.89%	-0.02%	-0.01%
運用資産収入の保証債務平残に対する割合	運用資産収入／保証債務平均残高	0.07%	0.00%	0.00%
経費率	経費【業務費+雑支出】／保証債務平均残高	0.26%	0.01%	0.03%
(人件費率)	人件費／保証債務平均残高	0.15%	-0.01%	0.00%
(物件費率)	物件費【経費-人件費】／保証債務平均残高	0.10%	0.01%	0.02%
信用保険料の保証債務平残に対する割合	信用保険料／保証債務平均残高	0.43%	-0.06%	0.00%
支払準備資産保有率	(流動資産-借入金)／保証債務残高	9.59%	1.04%	0.04%
固定比率	(事業用不動産+建物仮勘定)／基本財産	1.59%	-0.03%	-0.06%
基金の基本財産に占める割合	基金／基本財産	57.90%	-1.92%	-0.96%
求償権による基本財産固定率	(求償権残高-求償権償却準備金)／基本財産	4.47%	0.97%	2.31%
基本財産実際倍率	保証債務残高／基本財産	17.61倍		
代位弁済率	代位弁済額(元利計)／保証債務平均残高	1.32%	0.11%	0.78%
回収率	回収(元本)／(期首求償権+期中代位弁済(元利計))	1.20%	-1.02%	-1.69%

(注) 1. 基本財産とは、決算処理後のものとする。

2. 基本財産固定率欄の下段には、計算根拠となる各年度末毎の求償権残高の実数(単位:百万円)を記入する。

法人名 秋田県信用保証協会

②令和3年度計算書類等

法人所管課 産業政策課

# 事業報告書

第71期

（令和3年4月1日から  
令和4年3月31日まで）

秋田県信用保証協会

## 目 次

1. 業 務 報 告 書 .....	1 頁
2. 収 支 計 算 書 .....	3 6 頁
3. 貸 借 対 照 表 .....	3 7 頁
4. 財 産 目 録 .....	3 8 頁

# 1. 業務報告書

## (1) 事業概況

### 事業方針

当協会では、平成30年4月に策定した6年間の長期経営計画において、「地域とつながる保証協会」を経営ビジョンに掲げ、この達成に向け、後期3年間（令和3年度～令和5年度）の中期事業計画において重点的に取り組むテーマとして、次の4つを定めた。

- (1) 力強い金融支援
- (2) 適正保証の推進
- (3) 経営改善や事業再生等の促進
- (4) 関係機関との連携強化・協働

中期事業計画の初年度となる令和3年度においては、これらの重点事項に対応する次の4つの項目に注力しながら業務運営に努めることとした。

- ① 力強い金融支援の実施
- ② 適正保証の推進
- ③ 新型コロナウイルス感染症による経営課題を抱える企業へのフォローアップの実施
- ④ 創業者、事業承継を模索する企業、返済条件緩和企業等への効果的な経営支援の実施

### (保証業務)

新型コロナの影響長期化により事業活動に著しく支障をきたしている中小企業・小規模事業者に対して、引き続き国・県・市町村の施策に呼応し、金融機関等と連携しながら積極的に資金繰り支援を行った。

### (期中管理及び経営支援業務)

新型コロナの影響拡大により、業績低迷など経営課題を抱える企業に対し、課題解決に向けた経営支援や追加の金融支援、返済条件緩和などの対策をタイムリーに実施するためモニタリングを強化した。

また、創業者をサポートするため金融・経営相談窓口を開設するとともに、フォローアップ訪問を実施し、必要に応じ資金繰り支援や専門家派遣による販路拡大などの経営支援につなげた。

#### (回収業務)

期中管理部門と求償権管理部門の連携により、要代位弁済先の調査および管理を強化するとともに、担保処分促進、一部弁済による保証人免除を伴う不定期回収の促進等を実施し、回収の最大化に努めた。

#### (その他)

コンプライアンス態勢の維持確立に向けた取組を土台としつつ、金融支援・経営支援等を効果的に進めるため各種研修会に職員を参加させ、個々の能力向上に努めるなど、高い専門性とスキルを持った職員の育成に取り組んだ。

また、業務効率を高めるためデジタル化を進め、事前案件協議書の伝送化や決算書類の電子保存を実施した。

### 経 済 情 勢

令和3年度の県内経済は、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という）の影響長期化により厳しい状況が続いたものの、国や自治体による経済対策等に支えられ、個人消費や生産活動、製造業を中心とした設備投資など全体として緩やかな持ち直しがみられた。

また、県内の企業倒産においても、新型コロナ対策に係る中小企業向け資金繰り支援などの効果もあり、東京商工リサーチの令和3年度の「秋田県企業倒産状況」では、件数27件（前年度30件）、負債総額67億円（前年度29億94百万円）となっており、倒産件数は1971年（昭和46年）からの集計史上過去最少で、負債総額においても過去9番目に少ない金額となった。

しかしながら、新型コロナの再拡大、原油高・資材高騰に加え、ロシアのウクライナ侵攻による食料品・金属など各分野への影響の広がり等も懸念されており、県内中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境は引き続き厳しい状況が続いている。

## 業 績

このような経済情勢の中で、令和3年度の事業概況は次のとおりであった。

### 1) 保証承諾及び保証債務残高の状況

保証承諾は、6,369件、867億27百万円で、前年度に比べ件数で13,622件(△68.1%)、金額では1,948億35百万円(△69.2%)と大幅に減少した。

また、保証残高は、31,656件、3,508億89百万円となり、前年度に比べ件数で91件(△0.3%)減少したが、金額では153億90百万円(4.6%)増加した。

なお、重要課題として取り組んでいる「保証利用企業者数の確保」については、15,111企業と前年度に比べ72企業減少した。

### 2) 延滞保証債務残高および代位弁済の状況

期末所定期限経過保証債務残高(期限経過90日超)は、1件5百万円となった。(前年度2件6百万円)

また、代位弁済(元利)は、190件、18億21百万円となり、前年度に比べ33件(21.0%)、金額では6億62百万円(57.2%)増加した。

期末の代位弁済請求残高は、18件1億99百万円となり、前年度に比べ件数で13件(260.0%)、金額では1億68百万円(551.5%)増加した。

なお、保証債務平均残高に対する代位弁済率は、0.54%となり、前年度に比べ0.13ポイント上昇した。

### 3) 求償権回収の状況

求償権元本の回収額は、68件7億45百万円となり、前年度に比べ件数で1件(1.5%)、金額で43百万円(6.1%)増加した。

また、損害金回収については58百万円で、前年度に比べ16百万円(38.3%)増加した。

この結果、元本・損害金の回収総額は、8億3百万円となり、前年度に比べ59百万円(7.9%)の増加となった。

## 事業の展望

当協会では、平成30年4月に策定した6年間の長期経営計画において、「地域とつながる保証協会」を経営ビジョンに掲げ、この達成のため、後期3年間の中期事業計画において重点的に取り組むテーマとして次の4つを定めた。

- 力強い金融支援
- 適正保証の推進
- 経営改善や事業再生等の促進
- 関係機関との連携強化・協働

中期事業計画の2年目となる令和4年度においては、引き続きコンプライアンス態勢の強化に向けた取組を土台としつつ、新型コロナの影響を受けている中小企業への金融支援はもとより、創業支援強化による開業率の改善、事業承継や事業再生支援の促進にも努め、多くの企業に対し実効性の高い経営支援が実施できるよう全力で取り組む。

また、これらの金融支援、経営支援をより効果的に行うため、引き続き県・市町村、金融機関、支援機関等との連携を重視しながら、金融仲介機能の発揮に努めるとともに、職員研修をより一層充実させるなど、各自のスキルアップにも取り組む。

さらに、令和3年8月に行ったSDGs宣言に基づき、地域や社会への貢献にも引き続き真摯に取り組んでいく。

### 令和4年度の重点的な取組

- 県内中小企業の事業維持発展に向けた力強い金融支援の実施
- 適正保証の推進
- 経営課題を抱える企業へのモニタリング・フォローアップの実施
- 効果的な経営支援の実施

### 令和4年度 事業計画主要数値

保証承諾	500億円
保証残高	3,300億円
保証債務平均残高	3,409億円
代位弁済	45億円
求償権回収	5.5億円

(2) 庶務事項

年 月 日	記 事
令和3年 4月 1日	○ 人事異動実施 ○ 理事および監事の任命 理事就任 船木富三弥 監事就任 田中一博 ○ 第1回理事会（書面） 議案第1号 役員の常勤について 議案第2号 常勤役員の報酬について
4月 8日	○ 業務方法書の一部変更認可（指令産政－96） 保証の金額の最高限度に関する事項 ○ 第1回コンプライアンス委員会
4月 9日	○ 令和3年度経営計画書主務省等提出
4月 21日	○ 第1回ハラスメント統括部署会議
4月 22日	○ 令和2年度決算速報主務省等提出
4月 23日	○ 理事退任 猿田和三
4月 24日	○ 理事就任 佐藤徹
5月 11日	○ 令和2年度決算監査会、第1回監事会
5月 24日	○ 第2回理事会 議案第1号 令和2年度事業報告及び決算承認について
5月 25日	○ 資産総額変更登記（資産の総額 22,690,992,069円）
5月 26日	○ 理事退任 村岡淑郎
5月 27日	○ 理事就任 大森三四郎
5月 26日	○ 令和2年度事業報告書主務省等提出
6月 25日	○ 関連会社（保証協会債権回収株式会社、保証協会コンピュータサービス株式会社）の状況報告主務省等提出
6月 30日	○ 理事（会長）退任 関根浩一
7月 1日	○ 理事就任 堀井啓一 ○ 第3回理事会 議案第1号 会長の互選について 議案第2号 会長の常勤について 議案第3号 会長の報酬について
7月 5日	○ 外部評価委員会
8月 3日	○ 第2回監事会
8月 19日	○ 業務方法書の一部変更認可（指令産政－941） 保証の金額の最高限度に関する事項 ○ 業務方法書の一部変更認可（指令産政－947） 保証の金額の最高限度に関する事項
10月 28日	○ 第2回ハラスメント統括部署会議
11月 4日	○ 第3回監事会
12月 23日	○ 第2回コンプライアンス委員会

年 月 日	記 事
令和4年 2月 1日	○ 第4回監事会
3月 9日	○ 第3回コンプライアンス委員会
3月 22日	○ 業務方法書の一部変更認可（指令産政-2610）
	保証の金額の最高限度に関する事項
	○ 業務方法書の一部変更認可（指令産政-2611）
	業務の執行及び会計に関する事項
3月 23日	○ 第4回理事会
	議案第1号 令和4年度経営計画（案）について
	議案第2号 令和4年度収支予算（案）について
3月 25日	○ 第3回ハラスメント統括部署会議
3月 31日	○ 理事退任 杉山明生

### (3) 役 職 員

#### イ 役職員数

理 事	監 事	職 員	計
15 (11)	3 (2)	56	74 (13)

(注) ( ) 内は非常勤の理事、監事数を表す。

#### ロ 役 員

役 職 名	氏 名	現 職 理 事 就 任 月 日	備 考
会 長 理 事	堀 井 啓 一	理事 平成 3年 7月 1日 会長 平成 3年 7月 1日	常 勤
副 会 長 理 事	三 浦 廣 巳	理事 平成 25年 11月 26日 副会長 平成 25年 11月 26日	非常勤 県商工会議所連合会会長
常 務 理 事	杉 山 明 生	理事 令和 2年 4月 1日 常務 令和 2年 4月 1日	常 勤
理 事	伊 藤 登 志 雄	平成 28年 4月 1日	常 勤
理 事	船 木 富 三 弥	令和 3年 4月 1日	常 勤
理 事	新 谷 明 弘	令和 2年 4月 1日	非常勤 秋田銀行頭取
理 事	池 田 秀	令和 2年 6月 19日	非常勤 県信用金庫協会会長
理 事	伊 藤 新	平成 31年 4月 1日	非常勤 北都銀行頭取
理 事	大 森 三 四 郎	令和 3年 5月 27日	非常勤 県商工会連合会会長
理 事	北 林 貞 男	平成 21年 6月 23日	非常勤 県信用組合理事長
理 事	佐々木 哲 男	平成 27年 2月 17日	非常勤 県町村会会長
理 事	佐 藤 徹	令和 3年 4月 24日	非常勤 県産業労働部長
理 事	清 水 剛	令和 2年 10月 1日	非常勤 商工組合中央金庫秋田支店長
理 事	藤 澤 正 義	平成 26年 6月 11日	非常勤 県中小企業団体中央会会長
理 事	穂 積 志	平成 21年 5月 15日	非常勤 県市長会会長
監 事	田 中 一 博	令和 3年 4月 1日	常 勤
監 事	長谷部 弘 輝	平成 18年 10月 1日	非常勤 税理士
監 事	赤 坂 薫	平成 26年 10月 1日	非常勤 弁護士

#### (4) 事 務 所

名 称	開 設 年 月 日	所 在 地	備 考
秋田県信用保証協会	昭和26年 8月 1日	秋田市旭北錦町1番47号 (秋田県商工会館内)	土地 844.69 m <sup>2</sup> 建物 1,594 m <sup>2</sup>
大 館 支 所	昭和28年 4月 27日	大館市字三の丸 90 番地	土地 349.28 m <sup>2</sup> 建物 215.35 m <sup>2</sup>
能 代 支 所	昭和38年 2月 1日	能代市上町 6 番 28 号	土地 223.14 m <sup>2</sup> 建物 191.47 m <sup>2</sup>
本 荘 支 所	昭和40年 7月 1日	由利本荘市肴町 66 番地 4	土地 347.39 m <sup>2</sup> 建物 177.39 m <sup>2</sup>
大 曲 支 所	昭和30年 8月 1日	大仙市大曲浜町 2 番 2 号	土地 674.04 m <sup>2</sup> 建物 274.62 m <sup>2</sup>
横手・湯沢支所	平成 15 年 4 月 1 日	横手市神明町 2 番 27 号	賃借 土地 669.29 m <sup>2</sup> 建物 195.76 m <sup>2</sup>

## (5) 基本財産

### イ 基本財産

(単位：千円)

期別 区分	前期末	当期中増加額	当期中減少額	当期末
基金	10,847,937	0	0	10,847,937
基金準備金	7,051,658	588,553 (0)	0	7,640,211
計	17,899,595	588,553	0	18,488,147

(注) 基金準備金の当期中増加欄の( )には、収支差額変動準備金からの振替額を内数で記載。

### ロ 出えん金(累計)

(単位：千円)

期別 出えん者別	前期末	当期中増加額	当期末
地方公共団体			
都道府県	8,748,982	0	8,748,982
市町村	1,212,792	0	1,212,792
計	9,961,774	0	9,961,774
金融機関			
都市銀行	1,408	0	1,408
地方銀行	21,177	0	21,177
第二地方銀行協会加盟行	660	0	660
信託銀行	0	0	0
長期信用銀行	0	0	0
信用金庫	2,709	0	2,709
信用協同組合	646	0	646
農業協同組合	0	0	0
商工組合中央金庫	1,487	0	1,487
農林中央金庫	0	0	0
生命保険会社	0	0	0
損害保険会社	0	0	0
その他金融機関	0	0	0
計	28,086	0	28,086
その他			
業者・業者団体	7,414	0	7,414
合計	9,997,274	0	9,997,274

※上記出えん金(累計)には、過去に金融安定化特別基金(中小企業金融安定化特別保証制度の実施に伴い創設された基金。平成21年度末をもって廃止。)を造成するために出えんされた額1,880,000千円を含む。

## ハ 金融機関等負担金（累計）

（単位：千円）

期 別 負担者別	前 期 末	当 期 中 増 加 額	当 期 末
金 融 機 関			
都 市 銀 行	31,255		31,255
地 方 銀 行	2,117,473	0	2,117,473
第二地方銀行協会加盟行	61,336	0	61,336
信 託 銀 行	0	0	0
長 期 信 用 銀 行	0	0	0
信 用 金 庫	303,086	0	303,086
信 用 協 同 組 合	104,548	0	104,548
農 業 協 同 組 合	680	0	680
商工組合中央金庫	78,756	0	78,756
農 林 中 央 金 庫	50	0	50
生 命 保 険 会 社	5,755	0	5,755
損 害 保 険 会 社	19,458	0	19,458
そ の 他 金 融 機 関	0	0	0
計	2,722,397	0	2,722,397
そ の 他			
業 者 ・ 業 者 団 体	8,266	0	8,266
合 計	2,730,663	0	2,730,663

※業者・業者団体のなかには（財）日本共同証券財団からの助成金の拠出（5,696千円）が含まれている。

## (6) 業務内容

### イ 保証の種類

種 類 ( 制 度 名 )	対 象	資金使途	
普通保証	県内で事業を営む中小企業者	運転・設備	
災害	激甚災害復旧融資保証制度	激甚災害の指定を受けた地域の罹災中小企業者	運転・設備
	秋田県中小企業振興資金融資保証制度 中小企業災害復旧資金	災害によって事務所等が罹災した中小企業者	運転・設備
経	経営安定関連融資保証制度	保険法に基づく経営安定関連の要件を具備する中小企業者	運転・設備
	秋田県経営安定資金融資保証制度 ①経営安定資金受注減型	売上の減少等、業況悪化につき商工会等の認定を受けた中小企業	運転・設備
営	②経営安定資金連倒型	倒産企業に対して売掛債権等を50万円以上有するもの	運転・設備
	③借換枠（一般）	中小企業振興資金災害復旧資金、セーフティネット資金緊急経済対策枠の残高があり、適切な事業計画を有している中小企業者	運転・設備
安	④新型コロナウイルス感染症対策枠	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上減少等により経営の安定に支障を来している中小企業者	運転・設備
	秋田県セーフティネット保証制度 ①経営安定資金受注減型	売上の減少等、業況悪化につき商工会等の認定を受けた中小企業	運転・設備
定	②経営安定資金連倒型	倒産企業に対して売掛債権等を50万円以上有するもの	運転・設備
	③経営安定資金金融破綻型	破綻金融機関等と取引のあるもの	運転・設備
関	④借換枠（一般）	中小企業振興資金災害復旧資金またはセーフティネット資金緊急経済対策枠の残高があり、適切な事業計画を有している中小企業者	運転・設備
	⑤新型コロナウイルス感染症対策枠	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上減少等により経営の安定に支障を来している中小企業者	運転・設備
連	秋田県新型コロナウイルス感染症対応融資保証制度	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上減少等により経営の安定に支障を来している中小企業者	運転・設備
	秋田県経営安定資金危機対策特別枠保証制度	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上減少等により経営の安定に支障を来している中小企業者	運転・設備
連	伴走支援型特別保証制度	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経営行動に係る計画を策定した中小企業者	運転・設備
	秋田県伴走支援型特別保証制度	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経営行動に係る計画を策定した中小企業者	運転・設備
連	秋田県中小企業振興資金保証制度 緊急経営支援資金	倒産事業者との取引が全取引額の20%以上ある等で経営に支障が生じている中小企業	運転・設備
	市町村中小企業振興資金保証制度	各市町村で事業を行うもので、新型コロナウイルスの影響を受け、売上減少等により経営の安定に支障を来している中小企業者	運転・設備
公害防止	公害防止融資保証制度	公害防止保険の要件を具備する中小企業者	運転・設備
危機関連	危機関連保証	危機関連保険の要件を具備する中小企業者	運転・設備
	秋田県危機関連融資保証制度	県内で事業を営むもので、危機関連保険の要件を具備する中小企業者	運転・設備
	秋田市危機関連融資保証制度	市税を完納している者で1年以上秋田市内に住所及び事業所を有し、危機関連保険の要件を具備する中小企業者	運転・設備
	市町村中小企業振興資金保証制度	各市町村で事業を行うもので、危機関連保険の要件を具備する中小企業者	運転・設備
海外投資	海外投資関係資金融資保証制度	海外投資関係保険の要件を具備する中小企業者	運転・設備
事業転換	秋田県新事業展開資金融資保証制度 事業革新資金	中小企業等経営強化法の要件を具備する等で商工会等から認定を受けた中小企業等	運転・設備
	秋田県セーフティネット新事業支援保証制度 事業革新資金	中小企業等経営強化法の要件を具備する等で商工会等から認定を受けた中小企業者等	運転・設備
体質強化	経営力強化保証制度	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者	運転・設備
	秋田県経営安定資金融資保証制度 経営力強化枠	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者	運転・設備
	秋田県経営安定資金融資保証制度 借換枠（経営力強化）	中小企業振興資金災害復旧資金またはセーフティネット資金緊急経済対策枠の残高があり、金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者	運転・設備

保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率(年率%)	担保又は 保証人の徴求	備			考
				借入金	損失補償	補給金 保証料 保険料	その他
280,000 組合 480,000	(概ね) 運転 10年 設備 15年	1.90~0.45	あり (1)(2) 担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ				
280,000 組合 480,000	10年	0.88	あり (1) 担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ				
30,000	10年	1.90~0.45	あり (1)(2) 担保: 原則不要 保証人: 原則法人代表者のみ			県	
280,000 組合 480,000	10年	0.88 又は0.76	あり (1) 担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ				
80,000 (②と合算)	10年	1.90~0.45	あり (1)(2) 担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ		県	一部県 (最大0.30%)	
80,000 (①と合算)	10年	1.90~0.45	あり (1)(2) 担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ		県	一部県 (最大0.30%)	
280,000	10年	1.90~0.45	あり (1)(2) 担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ			一部県 (最大0.30%)	
80,000	10年	1.90~0.45	あり (1)(2) 担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ		県	一部県 (最大0.40%)	
80,000 (②と合算)	10年	0.88	あり (1) 担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ				
80,000 (①と合算)	10年	0.88	あり (1) 担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ			一部県 (0.50%超の部分)	
50,000	10年	0.88	あり (1) 担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ				
280,000	10年	0.88	あり (1) 担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ				
80,000	10年	0.88 又は0.76	あり (1) 担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ			県	
60,000	10年	1.05~0.85	なし 担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ			国	
60,000	10年	0.76	あり (1) 担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ		県	県	
60,000	10年 一括返済の場合	2.10~0.45	なし 担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ			連合会	
40,000	10年 一括返済の場合	2.10~0.45	なし 担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ			連合会	
30,000	10年	1.90~0.45	あり (1)(2) 担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ			市	
10,000~20,000	10年	0.88 又は0.76	あり (1) 担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ			市	大館市ほか 5制度
50,000 組合 100,000	7年	1.23 又は1.07	あり (1)(2) 担保: 原則必要 保証人: 原則法人代表者のみ				
280,000 組合 480,000	10年	0.80	あり (1)(2) 担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ				
80,000	10年	0.70	あり (1) 担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ			県	
30,000	10年	0.80	あり (1) 担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ			市	
10,000~20,000	10年	0.80	あり (1) 担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ			市	由利本荘市ほか 5制度
200,000 組合 400,000	10年	1.23 又は1.07	あり (1)(2) 担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ			県	
200,000	10年	1.90~0.45	あり (1)(2) 担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ		県	一部県 (0.60%超の部分)	
200,000	10年	0.88	あり (1) 担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ			一部県 (0.70%超の部分)	
280,000	運転 設備	5年 7年	2.00~0.45 あり (1)(2) 担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ				
200,000	運転 設備	5年 7年	1.75~0.45 あり (1)(2) 担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ			一部県 (最大0.30%)	
280,000	10年	2.00~0.45	あり (1)(2) 担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ			一部県 (最大0.40%)	

種 類 ( 制 度 名 )	対 象	資金使途	
体質強化	秋田県経営安定資金融資保証制度 特別改善枠	商工会議所、商工会連合会等から推薦を受けたもの 再生支援協議会から推薦を受けたもの	運転・設備 運転・設備
	秋田県セーフティネット保証制度 特別改善枠	商工会議所、商工会連合会等から推薦を受けたもの 再生支援協議会から推薦を受けたもの	運転・設備 運転・設備
新事業開拓	新事業開拓資金融資保証制度 新事業開拓保証	新事業開拓保険の要件を具備する中小企業者	運転・設備
	〃 特定新技術事業活動関連保証	中小企業等経営強化法の要件を具備する中小企業者	運転・設備
	〃 経営革新関連保証	中小企業等経営強化法の要件を具備する中小企業者	運転・設備
	〃 経営力向上関連保証	中小企業等経営強化法の要件を具備する中小企業者	運転・設備
エネルギー	エネルギー対策保証制度	エネルギー対策保険の要件を具備する中小企業者	設備
	秋田県再生可能エネルギー関連融資保証制度 再生可能エネルギー設備資金	再生可能エネルギーに係る発電設備を設置し、主として発電事業を行う中小企業者	設備
	〃 再生可能エネルギー導入支援資金	再生可能エネルギーに係る発電設備を設置し、主として発電事業を行う中小企業者	運転・設備
企業連携	秋田県中小企業連携支援融資保証制度	異なる二者以上の中小企業者等が連携して商品開発等を行うなど、一定の要件を具備する中小企業者	運転・設備
当座貸越	当座貸越（貸付専用型）根保証制度	業歴3年以上、与信取引6ヶ月以上、CRDスコアリングが基準以上等の要件を具備する中小企業者	運転・設備
カードローン	事業者カードローン当座貸越根保証制度	業歴3年以上、与信取引6ヶ月以上、CRDスコアリングが基準以上等の要件を具備する中小企業者	運転・設備
	小規模企業者カードローン当座貸越根保証制度	業歴1年以上、従業員20人以下(商業・サービス業5人以下)、最近2年間の決算で一定の要件を具備する小規模業者	運転・設備
労働力確保	労働力確保関連保証制度	労働力確保法の要件を具備する中小企業者	運転・設備
小売商業	中小小売商業関連保証制度 中小小売商業関連保証	中小小売商業振興法の要件を具備する中小企業者	設備
	〃 商店街整備等支援関連保証	中小小売商業者の近代化を支援する公益法人	設備
中堅企業	中堅企業特別保証制度	破綻金融機関等と取引のある中堅企業	運転・設備
創業	創業関連保証制度 ①創業関連保証	産業競争力強化法に定める創業者	運転・設備
	〃 ②再挑戦支援保証	産業競争力強化法に定める再挑戦者	運転・設備
	〃 ③創業等関連保証	中小企業等経営強化法に定める創業者または新規中小企業者	運転・設備
	連携創業支援等関連保証制度	産業競争力強化法に定める認定連携創業支援事業を実施する一般社団法人等	運転・設備
	秋田県創業支援資金融資保証制度 ①創業支援資金	県内で新たに事業をおこなおうとするもの	運転・設備
	〃 ②創業支援資金女性・若者支援枠	県内で新たに事業をおこなおうとするもので、女性及び35歳未満のもの	運転・設備
	秋田市中小企業振興資金保証制度 新分野進出資金	秋田市で新たに分社化しようとする中小企業者	設備
	秋田市無担保無保証人保証制度	秋田市を主たる事業所とする創業5年未満の小規模事業者	運転・設備
	市町村中小企業創業資金保証制度	各市町村で事業を行うもので、産業競争力強化法に定める創業者	運転・設備
	流動資産	流動資産担保融資保証制度	在庫、売掛債権等の流動資産を担保として活用する中小企業者
	秋田県中小企業振興資金保証制度 流動資産担保資金	在庫、売掛債権等の流動資産を担保として活用する中小企業者	運転・設備
事業再生	特定中小企業再生支援関連保証制度	産業競争力強化法に基づき、経済産業大臣から認定支援機関とされた商工会等	運転・設備
	事業再生保証制度	法的な再建手続を行う中小企業者であって、事業の再建に合理的な見通しが認められるもの	運転・設備
	事業再生円滑化関連保証	特定認証紛争解決事業者、中小企業再生支援協議会等の関与する私的整理手続中の中小企業者	運転・設備

保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率(年率%)		担保又は 保証人の徴求	備 考			
		割引料率 の適用			借入金	損失補償	補給金 保証料   保険料	その他
50,000	12年	1.90~0.45	あり	担 保：必要に応じ		県	一部県 (最大0.30%)	
80,000			(1)(2)	保証人：原則法人代表者のみ				
50,000	12年	0.88	あり	担 保：必要に応じ				
80,000			(1)	保証人：原則法人代表者のみ				
200,000	15年	1.23 又は1.07	あり	担 保：必要に応じ				
組合 400,000			(1)(2)	保証人：原則法人代表者のみ				
300,000	運転	1.44~1.07	あり	担 保：必要に応じ				
組合 600,000	設備		(1)(2)	保証人：必要に応じ				
300,000	運転	1.23 又は1.07	あり	担 保：必要に応じ				
組合 600,000	設備		(1)(2)	保証人：必要に応じ				
300,000	運転	1.23 又は1.07	あり	担 保：必要に応じ				
組合 600,000	設備		(1)(2)	保証人：必要に応じ				
200,000	10年	1.23 又は1.07	あり	担 保：必要に応じ				
組合 400,000			(1)(2)	保証人：原則法人代表者のみ				
200,000	15年	1.07	あり	担 保：必要に応じ		県		
		(1)(2)	保証人：原則法人代表者のみ					
280,000	15年	1.90~0.45	あり	担 保：必要に応じ		県	一部県 (最大0.30%)	
		(1)(2)	保証人：原則法人代表者のみ					
50,000	10年	1.90~0.45	あり	担 保：必要に応じ		県	一部県 (0.60%超の部分)	
		(1)(2)	保証人：原則法人代表者のみ					
280,000	2年	1.62~0.39	あり	担 保：5千万円超原則必要				
		(1)(2)	保証人：原則法人代表者のみ					
20,000	2年	1.62~0.39	あり	担 保：原則不要				
		(1)(2)	保証人：原則法人代表者のみ					
3,000	2年	1.62~0.39	あり	担 保：原則不要				
		(1)(2)	保証人：原則法人代表者のみ					
280,000	10年	0.99 又は0.76	あり	担 保：必要に応じ				
組合 480,000			(1)	保証人：原則法人代表者のみ				
280,000	10年	0.99 又は0.76	あり	担 保：必要に応じ				
組合 480,000			(1)	保証人：原則法人代表者のみ				
280,000	10年	1.34 又は1.07	あり	担 保：必要に応じ				
			(1)(2)	保証人：原則法人代表者のみ				
500,000	運転 設備	5年 7年	無担保 0.65 有担保 0.75	なし	担 保：1億超要			
					保証人：原則法人代表者のみ			
35,000 (②と合算)	10年	0.88	あり	担 保：不要				
		(1)	保証人：法人代表者のみ					
35,000 (①と合算)	10年	0.88	あり	担 保：不要				
		(1)	保証人：法人代表者のみ					
15,000	10年	0.88	あり	担 保：不要				令和3年8月2日に廃止
		(1)	保証人：法人代表者のみ					
280,000	10年	1.15	あり	担 保：必要に応じ				
		(1)	保証人：原則法人代表者のみ					
35,000	10年	0.88	あり	担 保：不要		県 (0.18%)		
		(1)	保証人：原則法人代表者のみ					
25,000	10年	0.88	あり	担 保：不要		県 (全額)		
		(1)	保証人：原則法人代表者のみ					
10,000	10年	1.90~0.45	あり	担 保：必要に応じ			市	
		(1)(2)	保証人：原則法人代表者のみ					
5,000	10年	0.88 又は0.76	あり	担 保：不要			市	
		(1)(2)	保証人：不要					
10,000~20,000	10年	0.88	あり	担 保：不要			市	秋田市ほか 16制度
		(1)	保証人：原則法人代表者のみ					
200,000 (80%の割合保証)	1年	0.68	あり	担 保：流動資産				
		(1)	保証人：法人代表者のみ					
100,000 (80%の割合保証)	1年	0.68	あり	担 保：流動資産				
		(1)	保証人：法人代表者のみ					
280,000	運転	10年 15年	あり	担 保：必要に応じ				
	設備		(1)(2)	保証人：原則法人代表者のみ				
200,000	10年	2.20	あり	担 保：必要に応じ				
		(1)	保証人：原則法人代表者のみ					
280,000 組合 480,000 (80%の割合保証)	3年	1.76	あり	担 保：必要に応じ				
		(1)	保証人：原則法人代表者のみ					

種 類 ( 制 度 名 )		対 象	資金使途
事業再生	事業再生計画実施関連保証	認定支援機関の支援のもと事業再生を行う中小企業者	運転・設備
	事業再生計画実施関連保証 (感染症対応型)	新型コロナウイルス感染症の影響等により業況が悪化する中、認定支援機関の支援のもと事業再生を行う中小企業者	運転・設備
	秋田県事業再生計画実施関連保証 (感染症対応型)	新型コロナウイルス感染症の影響等により業況が悪化する中、認定支援機関の支援のもと事業再生を行う中小企業者	運転・設備
	秋田県再建企業特別融資保証 事業再生資金	法的な再建手続を行う中小企業者であって、事業の再建に合理的な見通しが認められるもの	運転
	〃 再起支援資金	産業競争力強化法に定める再挑戦者	運転・設備
一括支払	一括支払契約保証制度	一括決済方式による資金調達を行う中小企業者	運転
予約	予約保証制度	業歴等国の定める一定の要件に合致する中小企業者	運転・設備
小口	無担保無保証人小口資金保証制度	特別小口保険の要件を具備する小規模企業者	運転・設備
	小口零細企業保証制度	従業員20人以下(商業・サービス業5人以下)で、保証付融資残高の合計が20,000千円以内となる小規模企業者	運転・設備
	秋田県中小企業振興資金融資保証制度 ①小規模事業振興資金	従業員20人以下(商業・サービス業5人以下)の小規模企業者	運転・設備
	〃 ②小規模事業振興資金ICT導入支援枠	従業員20人以下(商業・サービス業5人以下)の小規模企業者のうち、支援機関の指導を受け、ICTの導入や活用を図ろうとするもの	運転・設備
	秋田県小口零細企業保証制度	従業員20人以下(商業・サービス業5人以下)で、保証付融資残高の合計が20,000千円以内となる小規模企業者	運転・設備
	市町村中小企業振興資金保証制度	当該市町村で1年以上の営業実績があり市町村民税を完納している中小企業者	運転・設備
	市町村小口零細企業保証制度	従業員20人以下(商業・サービス業5人以下)で、保証付融資残高の合計が20,000千円以内となる小規模企業者	運転・設備
設備	秋田県中小企業振興資金保証制度 設備近代化資金	店舗近代化を行う中小企業者	設備
	〃 商店街空き店舗等利用資金	空店舗の活用を行う中小企業者	設備
	〃 商業施設整備資金	共同施設設置事業等を行う組合等	設備
	大館市中小企業機械類設備資金融資保証制度	大館市で1年以上事業を営み、市税を完納している中小企業者	設備
	由利本荘市中小企業振興資金特例保証制度	由利本荘市で1年以上事業を営み、市税を完納している中小企業者	設備
長期	長期経営資金保証制度	業歴3年以上、与信取引1年以上、最近2年間の決算で利益計上、債務超過でない等の要件後具備する中小企業者	運転・設備
	長期安定資金保証制度	県内で1年以上事業を営む中小企業者	運転・設備
	秋田県中小企業振興資金融資保証制度 ①一般資金固定金利型	県内で1年以上事業を営む中小企業者	運転・設備
	〃 ②一般資金変動金利型	県内で1年以上事業を営む中小企業者	運転・設備
	〃 ③一般資金働き方改革支援枠固定金利型	県内で1年以上事業を営んでおり、健康経営優良法人(経済産業省認定)、ユースエール、えるぼし、くるみん、プラチナくるみん、(いずれも厚生労働省認定)のいずれかを取得している中小企業者	運転・設備
	〃 ④一般資金働き方改革支援枠変動金利型	県内で1年以上事業を営んでおり、健康経営優良法人(経済産業省認定)、ユースエール、えるぼし、くるみん、プラチナくるみん、(いずれも厚生労働省認定)のいずれかを取得している中小企業者	運転・設備
経営相談付長期設備資金保証	県内で1年以上事業を営む中小企業者であって、専門家による経営相談を受けられる者	運転・設備	
季節	季節資金保証制度	県内で1年以上事業を営む中小企業者	運転
その他	中小企業経営革新支援保証制度	中小企業等経営強化法の要件を具備する特定事業者	運転・設備
	経営力向上関連保証制度	中小企業等経営強化法の要件を具備する特定事業者	運転・設備
	中心市街地活性化関連保証制度 中心市街地商業等活性化関連保証	中心市街地整備改善活性化法の要件を具備する中小企業者	運転・設備
	〃 中心市街地商業等活性化支援関連保証	中心市街地整備改善活性化法の要件を具備する特定会社、公益法人	運転・設備
他	秋田市中心市街地出店促進資金保証 設備近代化資金	秋田市中心市街地活性化基本計画の区域内に出店、又は同区域内の店舗を新築若しくは改築する県内中小企業者	設備
	〃 空き店舗利用資金	秋田市中心市街地活性化基本計画の区域内の空き店舗を利用して出店する県内中小企業者	設備

保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率(年率%)		担保又は 保証人の徴求	備 考			
			割引料率 の適用		借入金	損失補償	補給金 保証料 保険料	その他
280,000 組合 480,000	15年	0.80 又は1.0	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ				
280,000 組合 480,000	一括返済の場合 1年	0.80~1.20	なし	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			連合会	
280,000 組合 480,000	一括返済の場合 1年	0.80~1.20	なし	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ		一部県	連合会	
100,000	1年	2.20	あり (2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ		県	一部県 (1.20%超の部分)	
35,000	10年	0.88	あり (1)(2)	担 保：原則不要 保証人：原則法人代表者のみ		県	一部県 (0.18%)	
1,000,000 (70%の割合保証)	1年	2.20~0.50	あり (2)	担 保：必要に応じ 保証人：不要				
一般 20,000 小口 5,000	一般 5年 小口 10年	1.90~0.60 2.20~0.70	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ				
20,000	7年	0.88	あり (1)	担 保：不要 保証人：不要				
20,000	10年	2.20~0.50	あり (1)(2)	担 保：原則不要 保証人：原則法人代表者のみ				
20,000 (②と合算)	運転 設備 7年 10年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			一部県 (0.45又は0.50%超の部分)	
20,000 (①と合算)	運転 設備 7年 10年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			一部県 (0.45又は0.50%超の部分)	
20,000	運転 設備 7年 10年	2.20~0.50	あり (1)(2)	担 保：原則不要 保証人：原則法人代表者のみ			一部県 (0.50%超の部分)	
5,000~30,000	5年~15年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ		1町	市町村	秋田市ほか 24制度
5,000~20,000	5年~10年	2.20~0.50	あり (1)(2)	担 保：原則不要 保証人：原則法人代表者のみ			市町村	秋田市ほか 20制度
50,000 組合 100,000	10年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			市	
50,000	10年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			市	
組合 500,000	15年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			市	
5,000	5年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			市	
10,000	10年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			市	
200,000	運転 設備 5~15年 5~20年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ				
135,000 組合 255,000	3年以上	1.90~0.45	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ				
100,000 (②、③、④と合算)	運転 設備 7年 10年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			一部県 (最大0.30%)	
100,000 (①、③、④と合算)	運転 設備 10年 15年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			一部県 (最大0.30%)	
100,000 (①、②、④と合算)	運転 設備 10年 15年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			一部県 (最大0.30%)	
100,000 (①、②、④と合算)	運転 設備 10年 15年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			一部県 (最大0.30%)	
20,000~280,000	20年	1.80~0.35 又は0.78	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ				
30,000	1年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ				
880,000 組合 1,680,000	運転 設備 5年 7年	0.88 又は0.76	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：必要に応じ				
880,000 組合 1,680,000	運転 設備 5年 7年	1.23~0.76	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：必要に応じ				
280,000 組合 480,000	15年	0.88 又は0.76	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ				
560,000	15年	0.88 又は0.76	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ				
50,000 組合 100,000	10年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			市	
50,000	10年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			市	

種 類 ( 制 度 名 )	対 象	資金使途		
そ	景気対応緊急保証等を経営安定関連保証により借換するもの	運転・設備		
	景気対応緊急保証等を一般保証により借換するもの	運転・設備		
	借換保証制度	経営安定関連保証、中小企業金融安定化特別保証を経営安定関連保証により借換するもの	運転・設備	
	経営安定関連保証、中小企業金融安定化特別保証を一般保証により借換するもの	運転・設備		
	返済条件の緩和を行っている保証付き借入金の全部または一部について借換えるもの	運転・設備		
周辺地域整備関連保証制度	発電用施設周辺整備法の要件を具備する中小企業者	運転・設備		
情報処理支援関連保証制度	中小企業等経営強化法の規定に基づき経済産業大臣の認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人であって、中小企業信用保険法上の中小企業者と認められるもの	運転・設備		
流通業務総合効率化関連特例保証制度	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の要件を具備する中小企業者	運転・設備		
特定信用状関連保証制度	産業競争力強化法に定める特定信用状を発行する中小企業者	運転		
技術等情報漏えい防止措置関連保証制度	産業競争力強化法の規定に基づき技術等情報漏えい防止措置認証業務を行うものとして、主務大臣の認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人であって、中小企業信用保険法上の中小企業者と認められるもの	運転・設備		
商店街活性化促進事業関連保証制度	商店街活性化促進事業の実施に関する計画に記載された事業のうち、特に事業資金の融通の円滑化が必要な事業を行い、又は行おうとするものとして市町村の長の認定を受けた中小企業者	運転・設備		
の	新技術等実証関連保証制度	生産性向上特別措置法の規定に基づき主務大臣の認定を受けた新技術等実証計画に従って新技術等実証を行うための措置を行う中小企業者	運転・設備	
	革新的データ産業活用関連保証制度	生産性向上特別措置法の規定に基づき主務大臣の認定を受けた革新的データ産業活用計画に従って革新的データ産業活用を行うための措置を行う中小企業者	運転・設備	
	先端設備等導入関連保証制度	生産性向上特別措置法の規定に基づき経済産業大臣の認定を受けた先端設備等導入計画に従って先端設備等導入を行うための措置を行う中小企業者	運転・設備	
	社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証制度	中小企業等経営強化法の規定に基づき主務大臣の認定を受けた社外高度人材活用新事業分野開拓計画に従って社外高度人材活用新事業分野開拓事業を行うための措置を行う中小企業者	運転・設備	
	事業継続力強化関連保証制度	中小企業等経営強化法の規定に基づき事業継続力強化計画を作成し、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者	運転・設備	
	連携事業継続力強化関連保証制度	中小企業等経営強化法の規定に基づき事業継続力強化計画を作成し、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者	運転・設備	
	特定連携事業継続力強化関連保証制度	中小企業等経営強化法の規定に基づき事業継続力強化計画を作成し、経済産業大臣の認定を受けた大企業	運転・設備	
	情報処理システム運用・管理関連保証制度	情報処理の促進に関する法律第31条の規定に基づき経済産業大臣の認定を受けた中小企業者	運転・設備	
	特定高度情報通信技術活用システム開発供給等関連保証制度	特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第7条第1項又は第9条第1項の規定に基づき、主務大臣の認定を受けた計画に従ってシステムの開発供給及び導入を行おうとする中小企業者	運転・設備	
	地域経済牽引事業関連保証制度	県知事の承認を受けた地域牽引事業計画に従って地域経済牽引事業を行うための措置を行う特定事業者	運転・設備	
	地域経済牽引支援関連保証制度	経済産業大臣の承認を受けた連携支援計画に従って連携支援事業を行う一般社団法人、一般財団法人であって中小企業信用保険法上の中小企業者と認められるもの	運転・設備	
	他	農商工等連携関連保証制度 農商工等連携事業関連保証	認定農商工等連携事業計画に従って農商工等連携事業を実施する中小企業者	運転・設備
		農商工等連携支援事業関連保証	認定農商工等連携支援事業計画に従って農商工等連携支援事業を実施する公益法人	運転・設備

保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率(年率%)		担保又は 保証人の徴求	備			考
		割引料率 の適用			借入金	損失補償	補給金 保証料 保険料	
280,000 セーフティ6号認定の場合 380,000 組合 480,000	10年	2.20~0.50 又は 1.90~0.45	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ (既往借換のみの場合、既往分に比し中 小企業者に不利にならないもの)				
一般保証の枠内	(概ね) 運転 10年 設備 15年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ				
280,000 セーフティ6号認定の場合 380,000 組合 480,000	10年	2.20~0.50 又は 1.90~0.45	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ (既往借換のみの場合、既往分に比し中 小企業者に不利にならないもの)				
一般保証の枠内	(概ね) 運転 10年 設備 15年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ				
一般保証の枠内	15年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ				
300,000 組合 600,000	10年	1.35 又は1.07	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：必要に応じ				
280,000	10年	1.07	あり (2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ				
280,000 組合 480,000	10年	1.35 又は0.76	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：必要に応じ				
200,000 (80%の割合保証)	1年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ				
280,000	10年	1.07	あり (2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ				
280,000 組合 480,000	10年	0.76	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ				
280,000 組合 480,000	10年	0.76	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ				令和3年6月16日に廃止
280,000 組合 480,000	10年	0.76	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ				令和3年6月16日に廃止
280,000 組合 480,000	10年	0.76	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ				
280,000	10年	1.07 又は0.76	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ				
280,000 組合 480,000	10年	1.07 又は0.76	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ				
280,000 組合 480,000	10年	1.07 又は0.76	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ				
280,000	10年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ				
280,000 組合 480,000	10年	0.88 又は0.76	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ				
280,000 組合 480,000	10年	0.88 又は0.76	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ				
280,000 組合 400,000	15年	0.88 又は0.76	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ				
280,000	15年	1.07	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ				
880,000 組合 1,280,000	運転 5年 設備 7年	1.07~0.68	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ				
280,000	運転 5年 設備 7年	1.07	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ				

種 類 ( 制 度 名 )	対 象	資金使途	
そ	秋田市中小企業振興資金保証制度 農商工連携促進資金	農林漁業者と連携し、新商品開発、商品化をしようとする中小企業者	運転・設備
	秋田市中小企業振興資金保証制度 新商品等開発資金	新商品開発、商品化をしようとする中小企業者	運転・設備
	中小企業承継事業再生関連保証制度	産業活力再生特別措置法に定める中小企業者	運転・設備
	経営承継関連保証制度	中小企業経営承継円滑化法の規定による第12条第1項第1号イ又は同条同項第2号イ経済産業大臣の認定を受けた中小企業者	運転・設備
	特定経営承継関連保証制度	中小企業経営承継円滑化法第12条第1項第1号イの規定による経済産業大臣の認定を受けた中小企業者(認定中小企業者)の代表者	運転・設備
	経営承継準備関連保証制度	中小企業経営承継円滑化法第12条第1項第1号ロ又は同項第2号ロの規定による経済産業大臣の認定を受けた中小企業者	運転・設備
	特定経営承継準備関連保証制度	中小企業経営承継円滑化法第12条第1項第3号の規定による経済産業大臣の認定を受けた事業を営んでいない個人	運転・設備
	事業承継特別保証制度	次のいずれかの要件を満たし、かつ一定の財務要件を具備する中小企業者 ①保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する企業 ②令和2年1月以降に事業承継を実施した法人で、事業承継日から3年を経過していない企業	運転・設備
	経営承継借換関連保証制度	中小企業経営承継円滑化法第12条第1項第1号ニの規定による経済産業大臣の認定を受けた中小企業者	運転
	秋田県経営承継借換関連保証制度	中小企業経営承継円滑化法第12条第1項第1号ニの規定による経済産業大臣の認定を受けた中小企業者	運転
	商工貯蓄共済融資特別保証制度	商工貯蓄共済の加入者	運転・設備
の	秋田県事業承継資金融資保証制度	事業の全部又は一部の譲渡を受けて当該事業を行うもの	運転・設備
	秋田県事業承継資金融資特別保証『バトンタッチ』制度	次のいずれかの要件を満たし、かつ一定の財務要件を具備する中小企業者 ①保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する企業 ②令和2年1月以降に事業承継を実施した法人で、事業承継日から3年を経過していない企業	運転・設備
	財務要件型無保証人保証制度	一定の財務要件を満たす中小企業者	運転・設備
	事業承継サポート保証制度	事業承継計画に基づき、承継対象となる事業会社の株式を取得することを目的として設立された、一定の要件を満たす新たな持株会社	運転・設備
	自主廃業支援保証制度	現在事業は行っているものの、事業譲渡や経営者交代等による事業継続が見込めず、自主的な廃業を選択する中小企業者	運転・設備
	商店街活性化事業関連保証	商店街活性化事業計画に従って商店街活性化事業を行う商店街振興組合等又はその組合員若しくは所属員たる中小企業者	運転・設備
		商店街活性化支援事業計画に従って商店街活性化支援事業を行う一般社団法人等中小企業者とみなされるもの	運転・設備
	秋田県中小企業アグリサポート資金融資保証制度	農林漁業分野に進出しているか、その計画を有する中小企業者	運転・設備
	東日本大震災復興緊急保証制度	平成23年東北地方太平洋沖地震により損害を受けたことなどについて、市町村等の証明を受けた中小企業者	運転・設備
	中小企業特定社債保証制度	純資産額等の一定の要件を具備する中小企業者	運転・設備
	追認保証	県内で1年以上事業を営む中小企業者	運転
他	継続型短期融資保証 通常型	次の全ての要件を満たす保証対象中小企業者 ①申込金融機関からのプロパー借入があるもの ②直近決算において経常利益を計上している法人または直近確定申告における申告所得金額が200万円以上の個人事業主	運転・設備
	継続型短期融資保証 SDGs型	次の全ての要件を満たす保証対象中小企業者 ①申込金融機関からのプロパー借入があるもの ②直近決算において経常利益を計上している法人または直近確定申告における申告所得金額が200万円以上の個人事業主 ③持続可能な開発目標(SDGs)に賛同し、目標達成のために独自の取組を継続的に行うまたは行おうとする者	運転・設備

保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率(年率%)		担保又は 保証人の徴求	備			考
		割引料率 の適用			借入金	損失補償	補給金	
				保証料			保険料	
30,000	10年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			市	
30,000	10年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			市	
280,000 組合 480,000	10年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ				
280,000	運転 設備 10年 15年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ				
280,000	運転 設備 10年 15年	1.90~0.45	あり (2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則認定中小企業者のみ				
280,000	運転 設備 10年 15年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ 又は他の中小企業者(会社のみ)				
280,000	運転 設備 10年 15年	1.15	あり (2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則他の中小企業者(会社のみ)				
280,000	10年 一括返済の場合 1年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：徴収しない				経営者保証コーディネーターの確認を受けた場合は保証料率1.15~0.20、割引料率の適用なし
280,000	10年 一括返済の場合 1年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：徴収しない				経営者保証コーディネーターの確認を受けた場合は保証料率1.15~0.20、割引料率の適用なし
200,000	10年 一括返済の場合 1年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：徴収しない		一部県	一部県 (最大1.30%)	経営者保証コーディネーターの確認を受けた場合は保証料率1.15~0.20、割引料率の適用なし
20,000	運転 設備 5年 7年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ				
50,000	10年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ		県	一部県 (0.60又は0.70%超の部分)	
200,000	10年 一括返済の場合 1年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：徴収しない		県	一部県 (0.60%超の部分)	経営者保証コーディネーターの確認を受けた場合は保証料率1.15~0.20、割引料率の適用なし、全額県が保証料補給
280,000 組合 480,000	一括返済の場合 2年 分割返済の場合 7年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：不要とする				
280,000	15年	1.15	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ				
30,000	1年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ				
280,000 組合 480,000	10年	0.76	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ				
280,000	10年	1.07	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ				
25,000 (80%の割合保証)	10年	0.88	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ		県	県 (0.28%)	
280,000 組合 480,000	10年	0.70	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ				
450,000 (80%の割合保証)	7年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担 保：2億円超必要 保証人：不要				
12,500	7年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担 保：原則不要 保証人：原則法人代表者のみ				
1,000~50,000	1年	1.80~0.30	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ				
1,000~50,000	1年	1.75~0.30	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ				

種 類 ( 制 度 名 )		対 象	資金使途
そ の	税理士推薦特別保証制度	東北税理士会秋田県支部連合会に所属する税理士及び税理士法人と顧問契約を締結し、月次管理を行ったうえで作成された確定申告を2期以上有す県内の中小企業者	運転・設備
	下請振興関連保証制度	主務大臣の承認を受けた振興事業計画に従って振興事業を実施する中小企業者	運転・設備
	下請中小企業取引機会創出事業関連保証制度	下請中小企業振興法に基づき経済産業大臣の認定を受けた中小企業者で、下請け中小企業取引機会創出事業を実施する者	運転・設備
他	小規模事業者支援関連保証制度	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律に規定する認定発達支援計画等に係る事業を実施する一般社団法人等	運転・設備
	根保証	県内で事業を営む中小企業者で原則として1年以上引続き同一事業を経営しているもの	運転

※ 保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。なお、経営安定関連特例を利用する際の保証料率は0.88%、但し、小口零細企業保証  
 ※ 「割引料率の適用」欄については、割引の有無を記載。また、割引内容については「(6)業務内容 ロ 保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目

保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率(年率%)		担保又は 保証人の徴求	備 考				
		割引料率 の適用			借入金	損失補償	補給金		その他
				保証料			保険料		
20,000	10年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ					
480,000 組合 680,000	運転 5年 設備 7年	0.76 又は0.88	あり (1)	担 保：8,000万超は有担保 (流動資産担保保証の場合は流動資産) 保証人：法人代表者のみ					流動資産担保融資 保証を利用する場 合は保証料率0.56
580,000 組合 1,080,000	10年	1.07 又は0.76	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ					特別小口保費を利 用する場合は保証 料率0.88
280,000	10年	1.15	あり (2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ					
80,000 組合 150,000	3年	1.90~0.39	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ					

制度(自治体制度含)を除く5号、7号、8号認定案件については0.76%。  
番号を記載。

ロ 保証料率等

(単位：年率%)

料 率 区 分	基 本	特 別		平 均	備 考
		最 高	最 低		
保 証 料	責任共有保証料率:1.90%~0.45% (責任共有特殊保証料率:1.62%~0.39%) 責任共有外保証料率:2.20%~0.50% (責任共有外特殊保証料率:1.87%~0.43%) 但し、以下の定性要因により、割引いた料率を適用。 (1)会計参与を設置している旨の登記を行った事項を示す書類の提出を当該中小企業者から受けた場合、0.1%を割引いた料率を適用。 (2)担保の提供がある場合は、0.1%を割引いた料率を適用。	2.20	0.19	0.92	
調 査 料					
延滞保証料	3.65	3.65	3.65		
損 害 金	14.0				平成18年9月1日から適用

## (7) 信用保証業務の状況

イ 概 況

(単位：百万円)

区 分	件 数	金 額
保 証 申 込	6,406	88,034
保 証 申 込 取 消	20	276
保 証 承 諾	6,369	86,727
保 証 後 取 消	25	268
償 還	6,766	76,440
保 証 債 務	31,656 ( △91 )	350,889 ( 15,390 )
所 定 期 限 経 過 債 務	1 ( △1 )	5 ( △1 )
代 位 弁 済	190	1,821
回 収	9	80
求 償 権 償 却	110	1,308
求 償 権	123 ( 71 )	584 ( 433 )

(注) 保証債務、所定期限経過債務及び求償権における ( ) 内は、それぞれの前期末残高との比較増減を記載している。

ロ 保証承諾

(イ) 金融機関別保証承諾

(単位：百万円)

区 分	件 数	金 額
都 市 銀 行	8	197
地 方 銀 行	4,767	72,538
第二地方銀行協会加盟行	79	796
信 託 銀 行	0	0
長 期 信 用 銀 行	0	0
信 用 金 庫	1,115	10,021
信用協同組合	396	3,103
農 業 協 同 組 合	0	0
商工組合中央金庫	4	72
労 働 金 庫	0	0
生 命 保 険 会 社	0	0
損 害 保 険 会 社	0	0
そ の 他	0	0
計	6,369	86,727

(注) 信用金庫、信用協同組合、農業協同組合及び労働金庫には、それぞれの連合会を含む。

## (口) 金額別保証承諾

(単位：百万円)

区 分	件 数	金 額
100万円以下	833	657
100万円超 200万円以下	713	1,263
200万円超 300万円以下	847	2,450
300万円超 500万円以下	808	3,714
500万円超 1,000万円以下	1,095	9,476
1,000万円超 1,500万円以下	347	4,761
1,500万円超 2,000万円以下	569	11,127
2,000万円超 3,000万円以下	428	12,157
3,000万円超 5,000万円以下	439	18,868
5,000万円超 6,000万円以下	64	3,775
6,000万円超 7,000万円以下	28	1,907
7,000万円超 8,000万円以下	185	14,764
8,000万円超 10,000万円以下	4	391
10,000万円超 20,000万円以下	9	1,417
20,000万円超 30,000万円以下	0	0
30,000万円超 40,000万円以下	0	0
40,000万円超 50,000万円以下	0	0
50,000万円超	0	0
計	6,369	86,727

## (ハ) 期間別保証承諾

(単位：百万円)

区 分	件 数	金 額
3月以内	122	1,099
3月超 6月以内	215	3,021
6月超 1年以内	501	7,762
1年超 2年以内	1,096	5,256
2年超 3年以内	302	3,188
3年超 4年以内	82	672
4年超 5年以内	584	4,484
5年超 7年以内	581	5,041
7年超 10年以内	2,829	54,142
10年超	57	2,062
計	6,369	86,727

## (ニ) 資金使途別保証承諾

(単位：百万円)

区 分	件 数	金 額
設 備 資 金	626	5,290
運 転 資 金	5,743	81,437
そ の 他	0	0
計	6,369	86,727

## (ホ) 保証種類別保証承諾

(単位：百万円)

区 分	件 数	金 額
普 通 保 証	85	1,888
特 別 保 証		
災 害	0	0
経 営 安 定 関 連	2,512	49,862
公 害 防 止	0	0
危 機 関 連	859	11,312
海 外 投 資	0	0
輸 出 関 連	0	0
事 業 転 換	0	0
国 際 経 済	0	0
体 質 強 化	0	0
特 定 地 域	0	0
新 事 業 開 拓	0	0
省 エ ネ	1	13
当 座 貸 越	106	2,676
カ ー ド ロ ー ン	1,032	3,109
労 働 力 確 保	0	0
小 売 商 業	0	0
中 堅 企 業	0	0
創 業 等	184	962
流 動 資 産 担 保 融 資	26	827
事 業 再 生	4	152
一 括 支 払 契 約	0	0
予 約	0	0
経 営 力 強 化	4	141
小 口	1,094	6,939
設 備	12	69
長 期	195	3,355
輸 出	0	0
季 節	0	0
手 形 割 引	1	3
そ の 他	254	5,419
計	6,284	84,839
社 債 引 受 保 証	0	0
合 計	6,369	86,727
追 認	0	0
根 保 証	2	60

## (へ) 本所、支所別保証承諾

(単位：百万円)

区 分	件 数	金 額	
本 所	2,435	34,157	
支 所	大 館 支 所	878	12,676
	能 代 支 所	491	7,635
	本 荘 支 所	693	6,866
	大 曲 支 所	798	9,816
	横手・湯沢支所	1,074	15,577
	計	3,934	52,570
合 計	6,369	86,727	

ハ 代 位 弁 済

(イ) 保証承諾年度別代位弁済

(単位：千円)

区 分 保証承諾年度	件 数	金 額
3 年 度	6	27,251
2 年 度	87	1,003,296
元 年 度	25	179,727
3 0 年 度	14	86,142
2 9 年 度	13	95,600
2 8 年 度	9	85,485
2 7 年 度 以 前	36	343,101
計	190	1,820,602

## (ロ) 金融機関別代位弁済

(単位：千円)

区 分	件 数	金 額
都 市 銀 行	1	13,921
地 方 銀 行	146	1,546,725
第二地方銀行協会加盟行	0	0
信 託 銀 行	0	0
長 期 信 用 銀 行	0	0
信 用 金 庫	23	119,938
信用協同組合	19	136,347
農 業 協 同 組 合	0	0
商工組合中央金庫	1	3,671
日本政策金融公庫	0	0
労 働 金 庫	0	0
生 命 保 険 会 社	0	0
損 害 保 険 会 社	0	0
そ の 他	0	0
計	190	1,820,602

(注) 信用金庫、信用協同組合、農業協同組合及び労働金庫には、それぞれの連合会を含む。

## (ハ) 保証種類別代位弁済

(単位：千円)

区 分	件 数	金 額
普 通 保 証	1	3,671
特 別 保 証		
災 害	4	54,365
経 営 安 定 関 連	41	490,640
公 害 防 止	0	0
危 機 関 連	49	541,413
海 外 投 資	0	0
輸 出 関 連	0	0
事 業 転 換	0	0
国 際 経 済	0	0
体 質 強 化	0	0
特 定 地 域	0	0
新 事 業 開 拓	0	0
省 エ ネ	0	0
当 座 貸 越	0	0
カ ー ド ロ ー ン	14	30,543
労 働 力 確 保	0	0
小 売 商 業	0	0
中 堅 企 業	0	0
創 業 等	1	1,445
流 動 資 産 担 保 融 資	0	0
事 業 再 生	0	0
一 括 支 払 契 約	0	0
予 約	0	0
経 営 力 強 化	0	0
小 口	32	161,034
設 備	0	0
長 期	21	255,195
輸 出	0	0
季 節	0	0
手 形 割 引	0	0
そ の 他	27	282,295
計	189	1,816,931
社 債 引 受 保 証	0	0
合 計	190	1,820,602
追 認	0	0
根 保 証	0	0

二 回 収

(イ) 保証承諾年度別回収

(単位：千円)

区 分 保証承諾年度	件 数	金 額
3 年 度	0	0
2 年 度	2	26,065
元 年 度	1	23,674
30 年 度	2	56,881
29 年 度	0	33,975
28 年 度	1	28,471
27 年 度	1	28,903
26 年 度	4	27,722
25 年 度	2	13,595
24 年 度	0	11,890
23 年度以前	55	493,899
計	68	745,075

## (口) 代位弁済年度別回収

(単位：千円)

区 分 代位弁済年度	件 数	金 額
3 年 度	4	67,481
2 年 度	8	94,432
元 年 度	2	52,609
3 0 年 度	1	60,938
2 9 年 度	5	30,348
2 8 年 度	5	38,768
2 7 年 度	0	58,602
2 6 年 度 以 前	43	341,897
計	68	745,075

(8) 債権譲受業務の状況

(単位:千円)

区 分	件 数	金 額
譲 受 債 権	0	0
回 収	0	0
譲 受 債 権 償 却	0	0
譲 受 債 権 残 高	0	0

(9) ファンド出資業務の状況

(単位:千円)

フ ァ ン ド 名	秋田再生可能エネルギー投資事業有限責任組合
組 成 総 額	210,000
出 資 額	5,000

(単位:千円)

フ ァ ン ド 名	秋田市中心企業振興投資事業有限責任組合
組 成 総 額	300,000
出 資 額	4,000

## 2. 収支計算書（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

（単位：円）

科 目	金 額
経常収入	3,670,895,213
保 証 料	3,116,490,942
預 け 金 利 息	5,801,778
有 価 証 券 ・ 配 当 金	234,893,677
調 査 料	0
延 滞 保 証 料	2,371,189
損 害 金	22,092,395
事 務 補 助 金	5,896,067
責 任 共 有 負 担 金	271,016,000
雑 収 入	12,333,165
経常支出	2,245,283,777
業 務 費	768,438,773
役 職 員 給 与	406,321,320
退 職 給 与 引 当 金 繰 入	33,343,437
そ の 他 人 件 費	76,312,606
旅 費	2,797,180
事 務 費	148,372,906
賃 借 料	11,171,988
動 産 ・ 不 動 産 償 却	22,019,296
信 用 調 査 費	2,849,102
債 権 管 理 費	37,664,710
指 導 普 及 費	7,869,720
負 担 金	19,716,508
借 入 金 利 息	0
信 用 保 険 料	1,420,189,530
責 任 共 有 負 担 金 納 付 金	54,574,079
雑 支 出	2,081,395
経常収支差額	1,425,611,436
経常外収入	3,362,745,907
償 却 求 償 権 回 収 金	113,718,428
責 任 準 備 金 戻 入	2,013,793,248
求 償 権 償 却 準 備 金 戻 入	49,885,892
求 償 権 補 て ん 金 戻 入	1,185,308,339
保 険 金	1,116,213,040
損 失 補 償 補 て ん 金	69,095,299
補 助 金	0
そ の 他 収 入	40,000
経常外支出	3,612,804,719
求 償 権 償 却	1,305,900,362
譲 受 債 権 償 却	0
有 価 証 券 償 却	0
雑 勘 定 償 却	900,000
退 職 金	1,325,620
責 任 準 備 金 繰 入	2,106,027,728
求 償 権 償 却 準 備 金 繰 入	192,373,297
そ の 他 支 出	6,277,712
経常外収支差額	-250,058,812
制度改革促進基金取崩額	0
収支差額変動準備金取崩額	0
当期収支差額	1,175,552,624
収支差額変動準備金繰入額	587,000,000
基 本 財 産 繰 入 額	588,552,624

### 3. 貸借対照表（令和4年3月31日現在）

（単位：円）

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	0	基 本 財 産	18,488,147,477
現 金	0	基 金	10,847,936,681
小 切 手	0	基 金 準 備 金	7,640,210,796
預 け 金	11,090,556,743	制 度 改 革 促 進 基 金	0
当 座 預 金	0	収 支 差 額 変 動 準 備 金	5,378,397,216
普 通 預 金	201,169,488	責 任 準 備 金	2,106,027,728
通 知 預 金	0	求 償 権 償 却 準 備 金	192,373,297
定 期 預 金	10,880,000,000	退 職 給 与 引 当 金	449,743,073
郵 便 貯 金	9,387,255	損 失 補 償 金	3,871,941,940
金 銭 信 託	0	保 証 債 務	350,888,961,676
有 価 証 券	22,629,352,000	求 償 権 補 て ん 金	0
国 債	0	保 険 金	0
地 方 債	10,297,450,000	損 失 補 償 補 て ん 金	0
社 債	12,328,902,000	借 入 金	0
株 式	3,000,000	長 期 借 入 金	0
受 益 証 券	0	(うち 日本政策金融公庫分)	0
そ の 他 の 有 価 証 券	6,977,636	短 期 借 入 金	0
新 株 予 約 権	0	(うち 日本政策金融公庫分)	0
フ ァ ン ド 出 資	6,977,636	収 支 差 額 変 動 準 備 金 造 成 資 金	0
動 産 ・ 不 動 産	345,199,913	雑 勘 定	8,826,975,074
事 業 用 不 動 産	304,726,072	仮 受 金	3,712,634
事 業 用 動 産	40,473,841	保 険 納 付 金	51,800,010
所 有 動 産 ・ 不 動 産	0	損 失 補 償 納 付 金	11,999,777
損 失 補 償 金 見 返	3,871,941,940	未 経 過 保 証 料	8,754,915,710
保 証 債 務 見 返	350,888,961,676	未 払 保 険 料	2,975,573
求 償 権	584,025,022	未 払 費 用	1,571,370
譲 受 債 権	0		
雑 勘 定	785,552,551		
仮 払 金	429,435		
保 証 金	0		
厚 生 基 金	94,085,000		
連 合 会 勘 定	0		
未 収 利 息	46,014,630		
未 経 過 保 険 料	645,023,486		
合 計	390,202,567,481	合 計	390,202,567,481

4. 財産目録（令和4年3月31日現在）

（単位：円）

資 産		負 債	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	0	責 任 準 備 金	2,106,027,728
預 け 金	11,090,556,743	求 償 権 償 却 準 備 金	192,373,297
金 銭 信 託	0	退 職 給 与 引 当 金	449,743,073
有 価 証 券	22,629,352,000	損 失 補 償 金	3,871,941,940
そ の 他 有 価 証 券	6,977,636	保 証 債 務	350,888,961,676
動 産 ・ 不 動 産	345,199,913	求 償 権 補 て ん 金	0
損 失 補 償 金 見 返	3,871,941,940	借 入 金	0
保 証 債 務 見 返	350,888,961,676	雑 勘 定	8,826,975,074
求 償 権	584,025,022		
譲 受 債 権	0		
雑 勘 定	785,552,551		
合 計	390,202,567,481	合 計	366,336,022,788
		正 味 財 産	23,866,544,693